

令和8年度

大河原管内の教育



(写真提供：宮城県観光戦略課)

宮城県大河原教育事務所

目 次

第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）	1
教育施策の基本方向	2
管内生涯学習基本方針	4
管内の概況	5
大河原教育事務所管内公立幼稚園・こども園、小・中学校一覧	6

学校教育

I 学校教育の重点	7
II 学校教育の努力点	
1 各教科等	8
2 各種教育	10
3 生徒指導	16
4 特別支援教育	17
5 幼稚園教育	18
6 地域と共にある学校づくり	18
7 研 修	18
III 令和8年度学校訪問実施要項	20
○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりと 「指導と評価の一体化」のための学習評価のポイントについて	26
○ 大河原教育事務所カウンセリング	28

※ 資料（2次元コード参照）

- 年間行事予定
- 所管事業・研修等一覧
- 子供の学びを支援する5つの提言 ～自立した学習者の育成を目指して～
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

社会教育

I 社会教育の重点	31
II 社会教育関係事業の概要	32
III 大河原教育事務所管内事業開催地	34
IV 大河原教育事務所管内関係団体事務局等一覧	34
V 管内の主な社会教育施設一覧	35
VI その他の施設一覧	36

学校事務

I 学校事務の重点	37
II 学校事務年間計画	39

第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）

～志を育み、明るい未来の創造へ～

目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

計画期間：平成29年度～令和10年度

目 標

- 1 生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。
- 2 夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。
- 3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。
- 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。
- 5 生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

学校教育の方針

学校教育は、人間尊重の精神に立ち、子供の豊かな人間性の育成を目指して行わなければならない。このため、関係法令及び「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」にのっとり、学校の創意工夫を生かし、子供の充実した学校生活の実現を期すとともに、自立して生きるための基礎・基本の確実な定着を図り、夢と志を持ち、その実現に向けて努力する、心身ともに健やかな子供の育成に努める。

I 教育施策の基本方向

(平成29年3月策定(令和6年3月改定) 第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)より)

1 豊かな人間性と社会性の育成

- ・ 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- ・ 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、生命を大切に、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- ・ 人権尊重の精神を基盤として、差別や偏見をなくし、いじめに向かわない心を育むとともに、いじめに向かわない学級・学校づくり、関係機関との連携を一層強化した「チーム学校」としていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

2 健やかな体の育成

- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、子供の運動習慣の確立に取り組むとともに、子供たちが仲間と関わり合いながら協力して競い合うなど、楽しみながら運動できる機会の創出や学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- ・ 食を通じた心身の健全な育成に向けて、子供の頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。また、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

3 確かな学力の育成

- ・ 子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、学ぶ意義や有用性を実感しながら主体的に学び、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、学んだことを活用して課題の発見・解決につなげていく力を育成します。
- ・ ICTを効果的に活用した教育を進めることで、知識の理解の質を深め、多様な子供たちの資質・能力を育むとともに、急速に進むデジタル社会の中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、自ら学び、考え、行動できる力を育成します。
- ・ 国際化が進展する中で、他国の文化等を理解し、世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成します。また、シチズンシップ教育や環境教育を通して、社会を支える一員として必要な資質・能力を育成します。

4 幼児教育の充実

- ・ 幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。
- ・ 各地域において幼児教育を推進していくため、研修などを通じて教員等の資質向上を図るとともに、市町村の幼児教育推進体制づくりを支援します。

5 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

- ・ 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指し、障害の特性や状態に応じた乳幼児期からの切れ目ない支援や、連続性のある多様な学びの場の充実を図ることで、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開します。
- ・ 様々な個性や能力、背景を持つ子供たちの教育的ニーズに対応しながら、共生社会の実現に向けて、子供たちが共に学び、互いに認め合う態度を育成します。

6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

- ・ 学校と地域や産業界などが連携・協働し、ふるさと宮城への愛着や誇りを持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、宮城の将来を担う人づくりを進めます。
- ・ 自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する心を養います。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図ります。

7 命を守る力と共に支え合う心の育成

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、地域と連携した学校防災体制を構築するとともに、教職員の災害対応力の向上などを通じて、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守る体制づくりを進めます。
- ・ 災害や様々な危険から自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、地域と連携しながら、発達の段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。

8 学びの保障と教育機会の確保

- ・ 全ての子供たちにとって「魅力ある・行きたくなる学校」を目指した学校教育活動を推進するほか、学校、市町村、民間施設等の強い連携のもと、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保や、様々な困難を抱える子供たちへの支援に取り組みます。
- ・ 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ、就学支援や学習支援、居場所づくりなどにより、「学びのセーフティネット」の構築を図ります。

9 安心して楽しく学べる教育環境づくり

- ・ 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため、地域とともにある魅力ある学校づくりを進めるとともに、社会の変化に対応し、県立高校の改革を推進します。
- ・ 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子供たちの学びを一層豊かなものとするため、働き方改革を進め教員としての本来の職務に専念できるようにするとともに、高度な教育的実践力やその基盤となる教育への情熱、社会の変化に適応するための知識及び技能といった資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 子供たちが安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備を推進します。また、建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ、私学への支援を行います。

10 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり

- ・ 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、思いやりの心などを育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものであり、また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援するとともに、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けて、必要な体制整備を進めます。
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、スマートフォンなど情報機器の利便性と危険性についての理解促進や、放課後における居場所づくり等を通じて、子供たちが安全で安心できる環境づくりを進めます。

11 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

- ・ 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、どのような環境にあっても学ぶことができ、その成果を様々な形で生かすことのできる環境づくりを進めます。また、地域における多様な学習活動への支援を通じて、地域コミュニティの活性化を図り、社会的包摂の実現につなげます。
- ・ 生涯を通じて豊かで活力ある生活を実現するため、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育める環境づくりに取り組むほか、スポーツに親しみ、楽しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

管内生涯学習基本方針

一人一人が夢と志を持ち、心豊かで充実した生活と持続的な発展ができる生涯学習社会の実現を目指し、関係法令、「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）～志を育み、明るい未来の創造へ～」に基づき、学校・家庭・地域の強い絆のもと、生涯にわたる学習の充実に努める。

学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

学校教育の基本方針

創意と活力に満ちた特色ある教育活動を展開する中で、「生きる力」を育むとともに、高い志を持ち、その実現に向けて努力していこうとする心身ともに健やかな子供の育成に努める。

重点

- 1 生きる力の育成
 - 豊かな心の育成
 - 健やかな体の育成
 - 確かな学力の育成
- 2 志教育の推進
- 3 学ぶ土台づくりの推進
- 4 特別支援教育の充実
- 5 安全教育・防災教育の推進
- 6 社会全体で子供を支援する体制の充実
- 7 開かれた学校づくりの推進
- 8 教職員の研修の充実

社会教育の基本方針

生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会の形成に努める。

重点

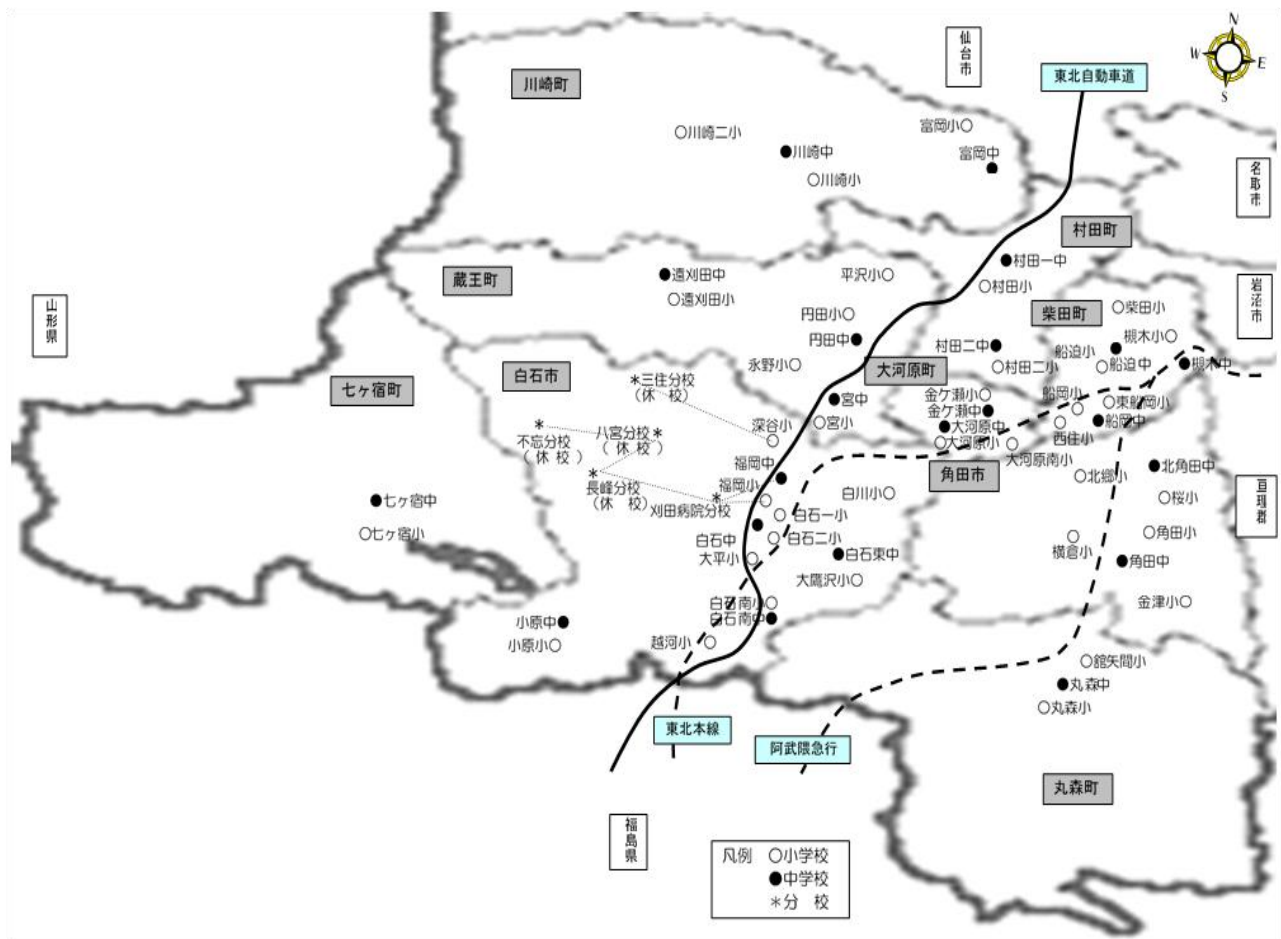
- 1 社会教育推進体制の充実
- 2 家庭・地域・学校による協働教育の推進
- 3 家庭教育支援の充実
- 4 青少年教育の充実
- 5 芸術・文化活動の振興と文化財の保護
- 6 生涯スポーツの推進
- 7 社会教育関係団体への支援

管内の概況

◎令和8年度 市町別学校等一覧

No.	市・町	小学校		中学校		幼稚園等	公民館等	図書館
		本校	分校	本校	分校			
1	白石市	10	1	5	1	1	9	1
2	角田市	5	0	2	0	0	9	1
3	蔵王町	5	0	3	0	3	5	1
4	七ヶ宿町	1	0	1	0	0	9	0
5	大河原町	3	0	2	0	0	2	1
6	村田町	2	0	2	0	1	7	0
7	柴田町	6	0	3	0	0	6	1
8	川崎町	3	0	2	0	1	9	1
9	丸森町	2	0	1	0	0	0	1
計		37	1	21	1	6	56	7
		※休校4 含まない				※休園1 含まない		

◎管内小学校・中学校分布図



令和8年度 大河原教育事務所管内公立幼稚園・こども園、小・中学校一覧

<小学校>

市町	番号	学校名	TEL	FAX	郵便番号	学校所在地
			(市外局番0224)			
白石市	1	白石一小	25-3259	24-2686	989-0259	字半沢屋敷前2-2
	2	白石二小	24-2676	25-3578	989-0226	字白石沖29
	3	越河小	28-2008	28-2048	989-0113	越河字丑山下44
	4	大平小	25-3709	25-3745	989-0217	大平森合字権現山1
	5	大鷹沢小	25-3714	25-4052	989-0213	大鷹沢三沢字五丁目24-1
	6	白川小	27-2103	27-2104	989-1102	白川津田字大淵30
	7	福岡小	25-3359	25-1422	989-0231	福岡蔵本字陣場1
		病院分校	22-6966	22-6967	989-0231	福岡蔵本字下原沖36 (公立刈田総合病院内)
		(休校)	・不忘分校 989-0733 八官字不忘107 ・八官分校 989-0733 八官坂ノ上14-16 ・長峰分校 989-0231 蔵本字長峰14			
	8	深谷小	25-3536	25-3509	989-0731	福岡深谷字松田23
(休校)		・三住分校 989-0731 福岡深谷字三住70-3				
9	小原小	29-2026	29-2057	989-0233	小原字伊勢原道上1	
10	白石南小	28-2013	28-2016	989-0112	越河平字平合23-1	
角田市	11	角田小	63-1144	63-0365	981-1505	角田字牛館41
			63-1145			
	12	桜小	63-1150	63-0346	981-1522	佐倉字小山78-1
	13	北郷小	68-2345	68-3548	981-1524	岡字阿弥陀入11-2
	14	横倉小	63-1146	63-0329	981-1512	横倉字杉の堂7
15	金津小	63-1143	63-0341	981-1502	尾山字荒町125-1	
蔵王町	16	円田小	33-2036	33-2596	989-0821	大字円田字堀の内28
	17	平沢小	33-2024	33-2538	989-0831	大字平沢字台屋敷62
	18	永野小	33-2014	33-2593	989-0821	大字円田字北浦16
	19	宮小	32-2004	32-2008	989-0701	宮字井戸井33
	20	遠刈田小	34-2104	34-2163	989-0916	遠刈田温泉字小妻坂山25
七	七ヶ宿小	37-2320	37-2326	989-0525	字利津保16-1	
大河原町	22	大河原小	52-3401	52-3402	989-1241	字町100
	23	金ヶ瀬小	53-1366	53-4246	989-1224	金ヶ瀬字居掛21
24	大河原南小	53-4220	53-4223	989-1201	大谷字鷺沼入27-1	
村田町	25	村田小	83-2049	83-2136	989-1305	大字村田字迫6
	26	村田二小	52-5922	52-6550	989-1321	大字沼辺字籠田72
柴田町	27	船岡小	55-1064	55-5185	989-1604	船岡東一丁目2-60
	28	槻木小	56-1029	56-4617	989-1758	槻木駅西二丁目14-1
	29	柴田小	56-1430	56-1618	989-1761	大字葉坂字鍛冶内30
	30	船迫小	55-5394	55-1262	989-1622	西船迫三丁目1-3
	31	西住小	53-3227	52-0615	989-1606	大字船岡字大住町16-1
	32	東船岡小	55-1811	55-2515	989-1611	大字上名生字下中川93-1
川崎町	33	川崎小	84-2004	84-4352	989-1501	大字前川字館山西5-1
	34	川崎二小	84-2054	85-1415	989-1502	大字今宿字町尻1
	35	富岡小	86-2003	82-8010	989-1507	大字支倉字川向49-5
丸森町	36	丸森小	72-2140	72-2164	981-2156	字菱川内39番地1
			72-2141			
37	館矢間小	72-2148	72-2169	981-2102	館矢間館山字玉川29-1	

<中学校>

市町	番号	学校名	TEL	FAX	郵便番号	学校所在地
			(市外局番0224)			
白石市	1	白石中	25-3363	25-3386	989-0248	南町一丁目2-79
	2	福岡中	25-3357	25-3508	989-0232	福岡長袋字山ノ下25
		病院分校	22-6966	22-6967	989-0231	福岡蔵本字下原沖36 (公立刈田総合病院内)
	3	小原中	29-2027	29-2057	989-0233	小原字伊勢原道上1
	4	東中	25-5575	25-5623	989-0213	大鷹沢三沢字熊野堂6-3
5	白石南中	28-2013	28-2016	989-0112	越河平字平合23-1	
角田市	6	角田中	63-1141	63-0354	981-1505	角田字牛館1-2
	7	北角田中	68-2323	68-3384	981-1521	江尻字前原50
蔵王町	8	円田中	33-2028	22-7016	989-0831	大字平沢字伊原沢下23
	9	宮中	32-2304	22-8022	989-0701	宮字馬飼16
	10	遠刈田中	34-2203	35-3139	989-0916	遠刈田温泉字小妻坂山16
七	七ヶ宿中	37-2360	37-2387	989-0529	字瀬見原1	
大河原町	12	大河原中	52-3501	52-3502	989-1247	字東1番地
	13	金ヶ瀬中	53-1369	51-1076	989-1224	金ヶ瀬字原74
村田町	14	村田一中	83-2104	83-5865	989-1305	大字村田字七小路92
	15	村田二中	83-2428	83-5211	989-1321	大字沼辺字二丁目32
柴田町	16	船岡中	55-1162	55-5444	989-1606	大字船岡字七作26
	17	槻木中	56-1331	56-4267	989-1757	槻木東二丁目3-1
	18	船迫中	54-1225	54-1226	989-1622	西船迫四丁目1-2
川崎町	19	川崎中	84-2029	85-1695	989-1501	大字前川字伊勢原12
	20	富岡中	86-2007	82-8922	989-1507	大字支倉字落田郷山8-3
丸森町	21	丸森中	72-2144	72-1516	981-2167	字田町南24番地2
			72-2145			

<幼稚園等>

市町	番号	幼稚園 こども園名	TEL	FAX	郵便番号	所在地
			(市外局番0224)			
白石市	1	第一幼 (休園)	26-2347	26-2481	989-0257	字亘理町38-1
		2				
蔵王町	3	蔵王町おひまこども園	33-3579	33-3621	989-0842	大字塩沢字上野29-23
	4	蔵王町おひまこども園	22-8380	22-8381	989-0701	宮字明神前55
	5	遠刈田幼	34-4257	34-4260	989-0916	遠刈田温泉字遠刈田北山21-1
村田町	6	村田幼	83-2341	83-2341	989-1305	大字村田字北塩内41
川崎町	7	かわさきこども園	84-5247	84-6838	989-1501	大字前川字伊勢原27

学校教育

I 学校教育の重点

1 生きる力の育成

◆ 豊かな人間性と社会性の育成

- 特別の教科 道徳（道徳科）を要とした道徳教育の充実
- 挨拶や言葉遣いなどの基本的な生活習慣の確立
- 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合い、安心して教育を受けられる「魅力ある・行きたくなる」学校づくりの推進
- 集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等、児童生徒の心に響く体験活動の充実

◆ 健やかな体の育成

- 子供の運動習慣の確立と体力・運動能力の向上及び生涯スポーツの基礎を培う体育の充実
- 心身ともに健康で安全に生活するための保健教育の充実
- 家庭及び地域との連携を図り、望ましい食習慣を身に付けて実践する食育の推進

◆ 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等を育てる学習の充実
- 学ぶ意義や有用性を実感しながら主体的に学び、分かる喜びとできる楽しさを味わわせる授業の充実
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ICT 機器の効果的な活用や指導方法、指導体制の工夫改善など、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な指導の充実
- 適切な評価規準・評価方法を設定し、指導と評価の一体化を図る授業づくり
- 小・中学校の連携及び学校と家庭との連携を図った学習習慣の確立

2 志教育の推進

- 教育活動全体を通して、社会性や勤労観を養い、自らのよりよい生き方を主体的に探求する態度の育成
- 将来への夢と志の実現に向けた、児童生徒の学ぶ意欲と態度の育成

3 学ぶ土台づくりの推進

- 幼児期における豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度を身に付けるための幼児教育の充実
- 保育所・幼稚園等から小学校への円滑な接続のための保幼小連携の推進

4 特別支援教育の充実

- 様々な個性や能力、背景を持つ子供たちの教育的ニーズや障害の程度による個に応じた支援の充実
- 共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進

5 安全教育・防災教育の推進

- 自ら危険を予測し回避する力及び地域の安全に貢献する心を育む安全教育の推進
- 「みやぎ防災教育副読本」等を活用し、発達の段階に応じた計画的・継続的な取組の充実
- 地域、関係諸機関と連携した安全体制と学校防災体制の強化

6 社会全体で子供を支援する体制の充実

- 家庭や地域社会、民間団体を含む関係機関等との連携による「どこにいても、誰かとつながっている」教育相談体制の充実
- 学校、市町、民間施設等との連携の下、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保や様々な困難を抱える子供たちへの支援の充実

7 開かれた学校づくりの推進

- 保護者や地域への教育目標、教育方針等の積極的な説明と教育活動の公開
- PDCA サイクルを生かした、実効性のある学校評価システムの構築
- 地域の人材活用や社会教育施設との連携など地域社会と結びついた教育の展開

8 教職員の研修の充実

- 教育目標の具現を目指す、組織的・計画的な研修の推進
- いじめ対策・不登校支援、学習指導等児童生徒の課題に対応する研修の充実と校内体制の構築
- 教職員一人一人の自己研鑽による教育専門職としての資質・力量の一層の向上

Ⅱ 学校教育の努力点

1 各教科等

生徒の主体的な学習習慣の形成と家庭学習の充実に努める。

(1) 各教科

- ① 各学校においては、「自立した学習者」の育成を目指す観点から、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成及びその円滑な実施に努める。
- ② 児童生徒が、学ぶ意義や有用性を実感しながら主体的に学び、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができるよう、学校の実態に応じて指導方法や指導体制の工夫改善に努める。
- ③ 児童生徒が自ら課題意識を持って学習に取り組めるよう、「主体的・対話的で深い学び」のある授業づくりに努める。
- ④ 思考力、判断力、表現力等を育むために、習得、活用、探究相互の関連に配慮したカリキュラム編成と授業改善を一層進めるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力を高める学習活動の充実に努める。
- ⑤ 1人1台端末等のICT機器を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた学びの過程に着目し、指導方法の工夫改善を図る。
- ⑥ 単元を見通した授業改善を行うとともに、単元や題材の目標や学習活動に沿った具体的な評価規準を一層吟味し、適切な評価方法の工夫改善に努め、指導と評価の一体化につなげていく。
- ⑦ ICTや学校図書館等が児童生徒の主体的な学習を支える大切な学習環境であるとの認識に立ち、積極的な活用を図るとともに、情報モラル教育を推進する。
- ⑧ 「子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者の育成を目指して～」の趣旨を単元等の授業デザインに取り入れるなど、実践化に努める。
- ⑨ 授業と家庭学習の関連を図りながら、「家庭学習の手引き」等を活用した児童

(2) 特別の教科道徳（道徳科）

- ① 道徳教育を推進するに当たっては、校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を整え、全教職員が協力して道徳教育を展開するよう努める。
- ② 問題解決的な学習や体験的な学習等、多様な方法を取り入れた指導の工夫を図るようにする。
- ③ 全体計画の作成に当たっては、学校教育目標の具現化に向けて、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮した指導内容の重点化を図り、各学校の特色が生かされるように創意工夫する。
- ④ 全体計画には、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の指導内容及び時期、並びに家庭や地域社会との連携の方法を一覧にしたものを別葉として作成するなどし、活用に努めるとともに、常に修正を加えるようにする。
- ⑤ 年間指導計画の作成に当たっては、全体計画に示した学校の特色や道徳教育の重点目標を反映した計画となるよう内容項目の配列や配当時数に配慮し、組織的・計画的に指導できるようにする。
- ⑥ 道徳教育の要となる道徳科の指導においては、その特質を踏まえ、一人一人の児童生徒が道徳的課題を自分自身との関わりで捉え、多面的・多角的な考え方ができるような授業改善に努める。
- ⑦ 道徳科の授業の公開や家庭及び地域との連携を図るとともに、地域教材として「みやぎの先人集『未来への架け橋』（第1集・第2集・DVD資料）」の積極的な活用に努める。
- ⑧ いじめ問題や情報モラル等、現代的な課題の扱いに留意し、これらの課題解決に主体的に関わろうとする意欲や態度を

育てよう努める。

- ⑨ 道徳科の評価に当たっては、組織的・計画的に行うよう努めるとともに、児童生徒の人的成長を見守るとともに、積極的に認め励ます個人内評価として見取り、記述により表現する。

(3) 外国語活動

- ① 指導計画の作成に当たっては、児童の発達段階や実情を踏まえ、学年ごとの目標を適切に定める。2学年を通じて「三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて、英語の音声や表現等の知識を活用する素地を育む学習」の充実を図るように配慮する。
- ② 児童がコミュニケーションの目的や場面、状況等に応じて、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら言語活動に取り組めるように、ALT や異なる文化を持つ人々との交流の機会を設けるなど、言語や文化について体験を通して理解を深められるようにする。
- ③ 児童が言語活動に楽しく取り組めるよう、ALT の参画や英語が堪能な地域の人材、ICT の効果的な活用に努めるなど、指導の工夫改善を図る。
- ④ 評価については、学習指導要領の目標及び具体的な活動等に沿って評価の観点を設定し、観察、自己評価や相互評価等、様々な方法で総合的に評価する。
- ⑤ 評価の観点に照らして、児童にどのような力が付いたのか、学習状況の顕著な事項について簡潔に文章で記入する。

(4) 総合的な学習の時間

- ① 学校や地域、児童生徒の実態を踏まえ、創意工夫を生かした教育活動を行う。児童生徒が「探究的な見方・考え方」を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど、創意工夫を生かした教育活動の充実を図る。
- ② 学校教育目標を踏まえ、総合的な学習

の時間の目標を設定し、育てようとする資質や能力、及び態度を明確にし、全教育活動との関連の下に、全体計画や年間指導計画を作成する。その際、学年間や小・中学校間における系統性に留意する。

- ③ 「単元の評価規準」を作成する際には、単元で行う学習活動や、どのような資質・能力を重視するかなどを考慮し、具体的に記述する。ワークシートや作文、教師の観察、児童生徒の自己評価や相互評価等、様々な方法で児童生徒一人一人の好ましい変容や学習に対する意欲・態度、進歩の状況などを総合的に評価するよう努める。

(5) 特別活動

- ① 「集団活動」と「実践的な活動」という特別活動の特質を踏まえ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決することができるようにする。
- ② 全体指導計画作成の際には、求められる資質・能力の三つの柱に沿って作成することが大切である。また、児童生徒、地域、学校の実態を考慮し、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、生徒指導等との関連を図った全体計画を作成する。
- ③ 特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として参画する力を育てる。そのために課題の見出し、合意形成、実践、自己の課題解決、意思決定を重視する。
- ④ 望ましい人間関係を築く力や社会性の育成を図るため、関わる力を高める体験活動や生活を改善する話し合い活動、異年齢による集団活動等を重視し、内容の更なる充実に努める。
- ⑤ 特別活動を要として各教科の特質に応じてキャリア教育の充実を図るため、学校・家庭及び地域における学習で学んだことをキャリア・パスポートに蓄積するとともに、小・中・高等学校で引き継ぎ、児童生徒の成長に合わせた支援を継続的に行う。

- ⑥ 評価については、特別活動の目標と内容を基に児童生徒一人一人の資質・能力がどのように育成されているかを見取るとともに、自己の活動を振り返る場면을重視し、児童生徒の自己評価能力を高める。また、活動の結果だけでなく、活動の過程についての評価を大切にし、担任以外の教師とも共通理解を図り適切に評価できるようにする。

2 各種教育

(1) 志教育

- ① 志教育が目指す人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としての自己を見据え、自らの生き方について主体的な探求を促していくというねらいの下、各学校において、志教育の「かかわる」「もとめる」「はたす」の3つの視点から教育活動を見直す。そのために、学年の発達段階と課題に応じてその重点を明確にした系統性を持った指導計画の作成と実践に努める。
- ② 「みやぎの先人集『未来への架け橋』（第1集・第2集・DVD資料）」の活用の在り方を探り、積極的に指導計画に位置付ける。
- ③ 小学校では、人や社会と関わる体験活動を身近なところから徐々に広げ、自分の役割を積極的に果たそうとする態度を育みながら、児童の自己有用感を高め、学習や生活への意欲を向上させる。
- ④ 中学校では、小学校での取組を踏まえ、各教科等の学習をはじめとする教育活動全体を通して、学ぶ意義の認識を深め、自らの生き方や将来に対する夢を育み、志を高めながら、適切な進路選択や決定につなげていく学習活動の充実に努める。また、体験活動や地域社会に関わる交流活動等を通して人や社会のために役立とうとする中で、達成感や満足感、自己有用感を味わわせ、将来にわたって社会の

中で生きていく力の涵養を図る学習活動の充実に努める。

- ⑤ 志教育の推進に当たっては、外部人材の活用や関係機関との連携を図るとともに、自校の取組を家庭や地域へ発信し、連携を図りながら取り組むよう努める。

(2) 学ぶ土台づくり

- ① 宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」に基づき、「目指す子供の姿」とこれを実現するための4つの基本方向、基本方向ごとの7つの取組について、教職員の理解を深める。
- ② 幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校における幼児と児童及び教職員間の相互交流を図るとともに、合同研修などを通して保幼小の連携の充実に努める。
- また、幼児期に遊びを通して得た経験が、各教科等の学習に生かされてつながるよう、「宮城県版保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて」の実践の促進と、架け橋プログラムの推進を図る。
- ③ 中学生を対象として子育ての楽しさやすばらしさを感じることができるよう、「親になるための教育」を推進する。また、宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」や出前講座等を活用しながら、親自身の学びや育ちを支援する。

(3) 防災教育

- ① 「みやぎ防災教育副読本」の活用を各教科等の年間指導計画に位置付けて、いかなる災害に遭っても、自分の命を守り、助け合い、生き抜くことができるよう、発達の段階に応じて、自ら考え、判断・行動し、進んで安全安心な社会づくりに参画できる力と心を身に付けさせる。
- ② 管理職及び防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応、情報の収集・連絡・共有、応急手当、心のケアなども学校防災マニュアルに定め、全教職員に周知徹底する。

- ③ 各種研修会等を通じて、全教職員の資質・能力の向上を図るとともに、日頃から関係者が連携を深め、地域の災害特性を十分に踏まえた実効的な避難訓練を実施し検証するとともに「学校防災マニュアル作成ガイド(改訂版)」を参考に、防災マニュアルの見直し・改善を図る。
- ④ 地域学校安全委員会等を設置し、日頃から関係者が連携を深め、児童生徒等及び地域の安全確保が円滑に行えるようにする。

(4) 心の教育

- ① 心の教育の意義、重要性を全教職員で共通理解し、児童生徒の心の変化や状況を把握し、適切なアセスメントにより中長期的視点に立った心のケアに努める。
- ② 児童生徒の道徳的価値に関わる心の動きを大切にし、学校における全ての教育活動が児童生徒自らの生き方に結び付くことを実感できるように配慮する。
- ③ 震災の体験を適切に生かし、命の大切さ、思いやりや感謝の念、人や地域の絆の重要性、個人と社会のつながりに気付かせる中で、教科の学習や体験活動との関連を図った心の教育の充実に努める。
- ④ 児童生徒の適切な援助希求的態度(悩みに対処する方法を知り困ったときに大人や専門機関に相談できるようになること、周囲にいる人の気掛かりな変化に気付く大人へつなげるようになること)を育てるため、「SOSの出し方に関する教育」を少なくとも年1回は実施するなど積極的に進める。

(5) 体力向上と健康・安全教育

5-1 学校における体力向上

- ① 体力は、全ての活動の基盤となる重要なものであり、豊かな心、学力とともに「生きる力」を支える重要な要素であることから、学校の教育活動全体を通じて運動に親しませ、適切に体力向上を図れるようにし、常にその活動について工夫改善に努める。(体力・運動能力向上セン

ター事業の活用)

- ② 体育科・保健体育科の時間を通して、児童生徒が運動の楽しさを味わい、運動に対する意欲が高まるよう指導するとともに、体力向上に向けた取組を行う。
- ③ 「デジタル版体力・運動能力調査記録カード」を積極的に活用し、発達の段階に応じた目標を設定するなど、体力・運動能力の向上に向けた取組の充実と意識の向上を図る。
- ④ 児童生徒の健康や体力・運動能力の重要性について、学校便り等を通じて家庭や地域の人々への啓発を図る。また、児童生徒の発達の段階に応じて、地域で実施している運動・スポーツ活動と学校教育活動との関連を図る。
- ⑤ 集合、整頓、列の増減などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、体育科・保健体育科の時間における指導を基盤としながら、学校の教育活動全体を通して指導する。
- ⑥ 体育施設等について日常的な点検整備を図り、児童生徒が安心安全に運動やスポーツが行える環境を整える。

5-2 学校保健

- ① 児童生徒の心身の健康の保持増進を期し、効果的な保健教育の充実に努めるため、健康診断、環境衛生検査、保健指導等に関する指導計画を見直し、整備する。特に保健教育の推進に当たっては、教育課程全体を通して教科等横断的な指導を行う。
- ② 基本的な生活習慣の乱れ、心の健康、性に関する課題、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する問題、生活習慣病、アレルギー性疾患、感染症、肥満、う歯、視力低下など児童生徒が直面している健康課題について、体育科・保健体育科との関連を図り指導する。特に個別指導を行うに当たっては、教職員が相互に連携して、健康相談や日常的な健康観察により児童生徒等の健康状態の把握に努め、その充実に努める。

- ③ 児童生徒等が性に関して適切に理解し、行動することができるように、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、指導の充実を図る。
- ④ 薬物乱用防止教室については、学校が進める薬物乱用防止教育の一環として学校保健計画に位置付け、地域の実情や児童生徒の発達の段階を踏まえ、全ての学校で年1回は必ず実施する。
- ⑤ がん教育の実施に当たって、小学校においては健康と生命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。また、中学校では、がんについて正しく理解することができるようにする。
- ⑥ 学校保健委員会等の組織活動の活性化に努めるとともに、必要に応じて小・中学校間や地域の関係機関等と連携を図る。

5-3 学校安全

- ① 児童生徒の安全の確保を図るため、「みやぎ学校安全基本指針」と「第2次みやぎ学校安全推進計画」等に基づき、学校の施設・設備の安全点検、通学を含めた学校生活、その他日常生活における安全に関する指導事項について、学校の実態に応じた学校安全計画を策定するとともに、取組を進める。
- ② 安全教育(児童生徒等が危険を察知し、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全のために貢献する力と心を育てる)と安全管理(児童生徒等を取り巻く環境を安全に整える)の活動を円滑に進めるために校内組織を整備し、機能性を高めるとともに、家庭・地域社会との連携を図る組織活動の体制を確立する。
- ③ 学校安全の3領域(災害安全・交通安全・生活安全)では、児童生徒が様々な場面での危険を理解し、正しい備えと安全な行動がとれるよう、実践的な指導を行う。
- ④ 三段階の危機管理(日常の危機管理、発生時の危機管理、発生後の危機管理)について、管理職及び防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応、情報の収集・連絡・共有、応急手当、心のケアなどを学校防災マニュアルに定め、見直し・改善を図りながら全教職員に周知徹底しておく。

5-4 食に関する指導

- ① 生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培うため、児童生徒等や地域の実態に応じた食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画の見直し、整備を図るとともに、全教職員の共通理解の下、教育活動全体で継続した食育の推進を図る。
- ② 指導に当たっては、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の6つの視点により、食を通しての喜びや楽しさ、健康の保持増進、自ら判断できる力、感謝する気持ち、人間関係形成能力、尊重する心を養う。また、学校給食の持つ教育的効果を引き出すよう各教科等との関連を図った指導に努める。
- ③ 教職員間の連携に努め、栄養教諭等の専門性を生かしたり、各教科等の内容と関連させた指導を行ったりする。
- ④ 家庭や地域においても食育の取組が推進されるよう啓発し、学校・家庭・地域が連携した取組を行うことができるように努める(地域人材の積極的な活用、地域の産物の活用や郷土の食文化の伝承等)。
- ⑤ 地域の学校が連携・協力し、それぞれの発達の段階に応じた系統的な取組を行うことにより、生涯を通じた望ましい食習慣の形成を図る。
- ⑥ 学校では、偏食、肥満・やせ傾向、食物アレルギーのある児童生徒に対し、個別的な相談が想定されるため、学校全体で取り組む。対応が必要となる場合は、安全性を最優先とし保護者との相談や細やかな調整を行うとともに、給食センターや市町担当課と十分に連携・検討して方針を決定し、丁寧な対応に努める。
- ⑦ 学校は「食物アレルギー緊急時対応マ

ニユアル」(平成27年2月宮城県学校保健会発行)等を確認し、事故発生時の対応や指導体制を構築しておくことが必要である。

(6) 進路指導

- ① 自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、他教科等との関連や上級学校、社会との接続を意識した指導計画を作成する。
- ② 児童生徒一人一人が目的意識を持ち、様々な生き方や進路の選択の可能性があることについて理解させ、自らの意思と責任で進路を選択できるよう指導・援助を工夫する。
- ③ 自己の生き方や進路を主体的に選択できるように学級活動でのガイダンス機能の充実に努める。
- ④ 上級学校の説明会や学校見学、学校体験入学への参加を促すとともに、職場見学や職場体験学習等の積極的な実践に努める。
- ⑤ キャリア・パスポート(志シート)等を活用し、学校・家庭及び地域における学習や生活の見通しを立てて学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる。
- ⑥ 進路相談の計画的・継続的な実施に努める。また、進路選択に当たっては、進路指導コーナーや進路だより等を活用し、生徒及び保護者に多様かつ最新の進路情報を積極的に提供する。

(7) 情報教育

- ① 将来の予測が難しい社会に対応していくことができるよう、1人1台端末やクラウド環境等を効果的に活用した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成に努める。
- ② 小学校においては、教育課程全体を見渡し、プログラミング的思考を育てる授業実践を積み重ねる。中学校においても技術・家庭科(技術分野)においてプロ

グラミングに関する内容を充実させる。

- ③ 各教科等の特質やねらい、学習過程を踏まえ、1人1台端末やクラウド環境等を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。
- ④ インターネット上での生徒指導の問題が増加していることから、個人情報の保護、有害な情報やSNSを介したネットトラブル、著作権の侵害等の未然防止策や対応策について理解を深めるとともに、保護者への啓発に努める。
- ⑤ 学校CIOと情報化推進リーダーを中心として、各学校において教育の情報化の推進体制を整備し、学校教育全体を通じた情報教育の充実に努める。
- ⑥ 校務全般に関わる情報セキュリティを高めるため、情報化推進委員会等が中心となり情報セキュリティの確保などに十分配慮した校内体制の整備に努めるとともに、教職員の意識の向上を図る。
- ⑦ 情報教育の推進に当たっては、総合教育センター等を活用し、教職員研修の充実を図る。

(8) 国際理解教育

- ① 児童生徒の実態や学校及び地域の実情を踏まえ、「異なる文化を持つ人々を受容し、共生することができる資質・能力」「自国の伝統・文化に根ざした自己の確立、自らの考えや意志を発信し、具体的に行動することのできる資質・能力」を身に付けさせるなどのねらいの下、体験的な活動を積極的に取り入れた指導計画を作成する。
- ② 「外国語活動」「外国語」や「総合的な学習の時間(国際交流活動)」等の国際理解に資する教科との関連を図りながら指導の充実に努める。また、外国語指導助手や地域に住む外国人との触れ合いを大切にしたり、宮城県国際化協会(MIA)などの機関を活用したりするなど、国際理解への関心を高めるための体験的な活動

等を工夫する。

- ③ 日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が自信や誇りを持って自己実現ができるよう、家庭や関係機関と連携を図り、言語指導等の支援に努める。また、児童生徒が互いに認め、尊重し合えるような学校環境づくりに配慮する。
- ④ 校内組織及び研修体制を整備し、教職員自らも国際社会において主体的に行動できるよう研鑽に努める。また、校内における帰国児童生徒・海外派遣教員等の体験を生かすなど、国際理解に関する研修の充実を図る。

参考（文部科学省ウェブサイト）

- ・外国人児童生徒受入れの手引き
- ・外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA
- ・情報検索サイト「かすたねっと」

(9) 環境教育

- ① 児童生徒の発達の段階に応じて、自然体験をはじめ様々な体験活動や探究活動を通して、環境について重要性と課題等の理解を深め、持続可能な社会を構築することの必要性の理解を促す指導を推進する。
- ② SDGs の理念に基づき、身近な諸問題と教科等を関連付けた指導計画の作成に努める。

(10) 福祉教育

- ① 学校の教育活動全体を通して、人間尊重の精神を基盤とした福祉教育のねらいである「福祉の心、福祉の理解、福祉の実践」の調和を図り、実践しようとする意欲と態度の育成に努める。
- ② 家庭や地域との連携を図りながら、発達の段階に応じた具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や福祉に関する問題を解決する実践力を育てられるよう、各教科等との関連を大切にした指導計画の作成に努める。

(11) 人権教育

- ① 豊かな心情や人権尊重の精神、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育成するための教材開発や指導方法の研修に努める。
- ② 児童生徒の実態や発達の段階を踏まえ、組織的・系統的に推進するよう各教科等との関連を図るとともに、指導方針や指導内容を明確にした指導計画の作成と指導の充実・改善に努める。
- ③ 多様性を認め、性別等にとらわれることなく、互いの人権や個性を尊重し合い、教師と児童生徒、児童生徒同士の望ましい人間関係づくりなど、一人一人を大切にした学年・学級経営及び生徒指導に努める。
- ④ 教職員自らが実践者であるという意識を深め、諸機関と連携し、学校の内外を通じて多様な学習活動が展開できる体制を整える。

(12) 図書館教育

- ① 「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を果たし、児童生徒が主体的に読書活動や学習活動を進められるように、蔵書や資料の整備、読書環境の充実に努める。
- ② 司書教諭等を中心に教職員の協力体制の確立を図り、読書が好きな児童生徒を増やすとともに、学校図書館が児童生徒の「心の居場所」となるよう努める。
- ③ 学習場面において、児童生徒自身が、目的に応じて選書したり、課題解決に向け、主体的に図書を活用したりするなど自己教育力の育成に資する図書館活用を目指し、「第5次みやぎ子ども読書推進計画(令和6年4月)」を踏まえ、公立図書館等との連携を図りながら読書活動の充実を図る。
- ④ 図書ボランティア活動など家庭や地域社会と連携した取組を積極的に推進していくことにより、地域に開かれた学校図書館づくりに努める。

(13) ふるさと教育

- ① 幼児や児童生徒の実態や発達の段階を踏まえ、地域の自然や歴史、文化、社会等の特色を生かした指導計画の作成及び改善に努める。
- ② 志教育との関連を図りながら、学校の教育活動全体を通して郷土愛や自然愛の涵養に努めるとともに、地域学校協働活動と関連を図るなどし、災害（東日本大震災や台風による水害等）からの郷土の復興を目指して、ふるさとの発展に寄与する心情と態度を育成する。
- ③ 地域の自然や歴史、文化、社会等の地域素材を活用した学習活動を積極的に進めるとともに、幼児や児童生徒が地域の人々と関わり、文化芸術の保護、伝承、発展に努めたり、地域の諸行事に参加したりするなどの体験的な活動の充実を図ることによって、郷土に対する愛着が深まるようにする。

(14) 主権者教育等

- ① 将来の社会を担う主権者として必要な基礎的な知識・技能及び態度を段階的・系統的に身に付けられるよう、学習指導要領に基づいた指導を着実に行う。
- ② 幼稚園等においては、人やものとの関わりを重視した様々な体験を通して、お買いや買い物に興味を持つこと、身の回りのものを大切にすること、協力することの大切さについて、幼児自らが気づき、考えられるよう指導を工夫する。
- ③ 小・中学校においては、児童生徒自らが、各教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決したり、諸活動を計画・運営したりするなど、主体的に社会参画することの意義や価値を発達の段階に応じて身に付けられるように指導を工夫する。
- ④ 社会科や家庭科、技術・家庭科（家庭分野）等の学習を通して、生活する上で必要な基礎的な知識を身に付けられるようにする。また、主権者として納税の義務があることを理解させるために、関係

機関との連携を図り、租税教室等を行うなど工夫しながら指導を進める。

- ⑤ 消費者の自立支援などを含めた消費者の保護や、身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害等についての理解が深まるよう、副読本の活用や関係機関との連携を図りながら指導を工夫する。
- ⑥ 成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえた教職員の研修の充実に努める。

(15) へき地・分校教育

- ① 地域の特性と児童生徒の実態を踏まえ、学校の教育課題の解決に向けた教育課程の編成と実施に努める。また、小規模校の特色を生かし、創意ある教育活動を推進するとともに、個に応じたきめ細かな指導を充実させ、基礎的・基本的な内容と問題解決能力を身に付けられるようにする。
- ② 交流学习や体験学習、合同学習等を目的に応じて計画的に行い、社会性や協調性及び発表力や表現力等を育てていく。また、地域素材の教材化や地域人材の活用を積極的に図るなど、郷土に対する児童生徒の興味・関心を高め、郷土を愛する心を育てるような指導の工夫に努める。
- ③ 複式学級の指導においては、「一人学び」と「共学び」を効果的に取り入れるなど指導の工夫と充実を図る。また、各学年で身に付けさせるべき学習内容を確実に指導できるよう、年間指導計画の工夫改善を図る。特に、A・B方式で行う場合には、目標や内容について2年間を見通した指導計画を作成し、重複や未履修がないように十分留意する。
- ④ 地域の生活様式、風俗、習慣、歴史、伝統文化、学校への期待等を的確に捉えるとともに、地域の教育課題を明らかにし、地域の人々との連携を図りながら地域に根ざした教育活動の推進に努める。
- ⑤ へき地以外の複式学級による指導については、日々の実践や校内研究を通して

得た資料や記録を累積し、その成果や課題を自校の指導に生かすとともに、へき地以外の学校にも紹介し、相互の連携を図った取組がなされるよう努める。

3 生徒指導

- (1) 生徒指導主事（主任）やいじめ・長欠担当者等を中心として、全教職員が協力して共通理解の下、組織的に指導に当たる校内指導体制の確立に努めるとともに、全ての児童生徒に対する理解や指導及び援助の方法、関係機関との連携等に関する研修を深め、教育活動全体における発達支持的・課題予防的な生徒指導を計画的に推進する。
- (2) スクールカウンセラーと連携した校内教育相談体制を整備するとともに、教育事務所専門カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各種相談機関等を活用し、児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内指導体制を構築し、必要に応じた教育相談が一層推進されるよう、保護者及び児童生徒に周知する。
- (3) 全ての教育活動において、児童生徒の自己決定を大切にしながら主体的な学習を展開するとともに、「分かる授業づくり」に努める。また、児童会・生徒会活動、縦割り活動等を生かし、集団としての共感的な人間関係づくりができるよう、活動の中で互いに認め合ったり協力したりしながら、自信を持たせ、心の居場所があると感じさせるなど、自己有用感や自己存在感を味わわせる。
- (4) 生活習慣の乱れやいじめ、暴力行為等の問題行動、情報モラルに関わるインターネット及びスマートフォン等のSNSトラブルに対しては、広く情報を収集するとともに、日常から家庭と連携し、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、課題を抱えている児童生徒や家庭については、ケース会議等を開き、様々な視点から指導・援助の方向性を考えて対応するように努める。

- (5) 問題行動等が発生した場合には学校全体で迅速に対処するとともに、児童生徒の生命・心身を保護する観点から警察等の関係機関と連携して早期解決を目指す。（「みやぎ児童生徒サポート制度」「宮城県警察スクールサポーター制度」等の活用 県警生活安全部少年課）

- (6) いじめの防止について

- ① いじめは、どの児童生徒にもどの学校でも起こり得る問題として捉え、加害者を生まないための課題未然防止教育に取り組むとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
また、いじめを認知・通報を受けた場合には、全教職員の緊密な情報交換や共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、速やかに組織的に対応するよう努める。
- ② 学校の実情に合わせて、「いじめ問題対策委員会」等を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的な知識を有する者やその他の関係者を加え、実効的ないじめ防止等の対策に取り組む。
- ③ 発達障害が疑われる児童生徒が関わるいじめについては、障害特性を踏まえた指導に努める。

【いじめの解消について】

「いじめにより被害者が心身の苦痛を感じていないこと」「行為が止んでいること」を見取り、少なくとも3か月を目安として経過観察を行う。
（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日改訂）

- (7) 登校に不安を抱える児童生徒への支援について

- ① 長期欠席は、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、全教職員による日頃からのきめ細かな観察のもと、情報共有と共通理解を基盤として、学校全体で組織的・継続的に未然防止教育、初期対応、社会的自立に向けた支援

に努める。

- ② 登校に不安を抱える傾向の児童生徒に対しては、欠席が長期化しないよう電話連絡や家庭訪問を行うなど支援の充実を図るとともに、観察記録の累積に努める。
また、早期にいじめ対策・長欠支援担当者等を中心として支援チームを編成し、定期的な会議の開催等による情報の共有を図る。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して多面的なアセスメント（見立て）を行い、個別の支援計画を立てて児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。また、訪問指導員の活用や外部の関係機関と連携し、学校内の居場所づくりを工夫するなど、社会的自立に向けた環境整備を図る。
- ④ 登校に不安を抱えるきっかけの一つとしていじめが疑われる場合には、重大事態として速やかに設置者（市町教育委員会）に報告し、調査を開始する。

4 特別支援教育

- (1) 個々の子供の障害の状態等を十分に理解した上で指導内容や指導方法を工夫し、適切な指導や必要な支援の充実に努める。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の一層の整備に努めるとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用して情報を得るほか、総合教育センター等の医療や心理の専門家から助言又は援助を受け、医療機関や相談機関と連携を図るとともに、研修の充実を図り、専門性の向上を目指す。
- (2) 個別の教育支援計画の作成・活用について
 - ① 特別支援学級及び通級による指導では、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視野に立ち、本人及び保護者の積極的な参画により、個別の教育支援計画を作成し、これを活用した効果的な支援を進める。
 - ② 就学前から就学後まで一貫した適切な

支援を行うため、次年度への引継ぎを確実にを行うなど、各学校園での切れ目のない支援に努める。特に、異校種間での引継ぎを確実にを行うようにする。

- (3) 個別の指導計画の作成・活用について
 - ① 保護者や子供の要望を大切にし、子供一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容、指導方法等を適切に設定した個別の指導計画を作成し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、発達の段階や障害に配慮した適切な指導と必要な支援、合理的配慮の提供を行う。
 - ② 学習状況の確認と適切な評価を行い、指導の改善に役立てるとともに次年度の引継ぎに活用する。
- (4) 通常の学級に在籍する障害のある子供などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用を努めるようにする。
- (5) 通常の学級と特別支援学級（特別支援学校在籍の児童生徒が実施する居住地校学習を含む）との交流及び共同学習については、「共に学ぶ」ことを大切にしながら、全教職員の共通理解と協力体制の下に進める。内容や方法については、双方の教育的ニーズに対応した内容、場の設定等を十分に検討し、ねらいを達成できるようにする。
また、一人一人の学びの様子や変容などを的確に把握しながら工夫改善に努め、早期から組織的・計画的・継続的な取組となるようにする。
- (6) 就学に当たっては、子供の将来を見据えた長期的な視点に基づき、保護者や関係機関等との相談の機会を適切に確保し、保護者との合意形成を大切にしながら、子供にとって最も適した教育の場を選択できるように支援する。
- (7) 進路指導では、児童生徒の希望と実態を的確に把握しながら指導計画を作成し、能力・適性に応じて自らの意思による適切な進路選択ができるよう支援する。進

路決定に当たっては、発達段階に応じた系統的な指導・支援を進めていく。また、家庭及び地域や福祉等の関係機関との連携を十分に図る。

5 幼稚園教育

- (1) 幼児、家庭及び地域の実態を的確に把握し、園の教育課題を明確にするとともに、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、創意ある教育課程の編成と実施に努める。
- (2) 園生活における幼児の発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の興味や関心、発達の実態を踏まえ、具体的なねらい及び内容を明確にした指導計画を作成する。
- (3) 教師は、幼児一人一人の理解者、共同作業者等、様々な役割を果たし、幼児が幼稚園生活の中で他者への思いやりや善悪の認識等、規範意識や道徳性の芽生えが培われるよう指導を工夫する。また、自分の気持ちを調整する体験を重ねられるよう指導の充実を図る。
- (4) 子供の発達や学びの連続性を確保できるよう、アプローチカリキュラム等の充実・改善に努める。幼児期の教育の成果が小学校につながるよう、より実効性のある保幼小の連携の推進を図る。また、幼児同士、幼児と児童の効果的な交流に加え、保育者と教師の情報交換や合同研修などを通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、それが到達すべき目標ではないことや個別に取り出されて指導されるものではないことについても共通理解する。
- (5) 家庭や地域との連携を一層進める中で、「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的な生活習慣の育成や規範意識の醸成を図り、健全な心身の基礎を培うよう努める。
- (6) 特別な配慮を要する幼児については、個々の実態に応じて、家庭及び関係機関等との情報共有を図り、個別の支援計画

や個別の指導計画の作成、活用を図りながら適切な支援に努める。また、保護者の学びの機会を充実させたり、課題を抱える家庭の孤立を防いだりするなど、関係機関と連携しながら適切な配慮を行う。

- (7) 幼児の安全確保のために、緊急事態に迅速かつ適切に対処できる危機管理マニュアル等を整備するとともにその周知徹底により安全管理体制の改善に努める。
- (8) 学校評価については、結果の公表に努めるとともに、カリキュラムマネジメントとの関連を図りながら教育活動の組織的な改善を行い、開かれた幼稚園づくりにつなげる。

6 地域と共にある学校づくり

- (1) 保護者や地域社会の学校教育への期待と要望を的確に把握し、経営方針や教育活動の策定に生かすようにする。また、学校の教育目標や教育方針、教育計画の内容等を保護者や地域社会に明確に説明し、理解を得るよう努める。
- (2) PDCA サイクルに基づいた学校評価システム（いじめ対応に関する項立てを含む）を構築・推進し、学校教育目標の到達度や教育課程の実施状況等の公表に努めるとともに、学校における教育活動を積極的に公開する。さらに、学校評議員制度及び学校運営協議会制度の積極的な活用を図る。
- (3) 地域の人材活用や社会教育施設との連携など地域社会と結び付いた教育を展開する。
- (4) 保護者や地域社会の様々な要望に対応する学校の組織づくりを進め信頼関係を深めていく。

7 研修

(1) 園内研究・校内研究

- ① 自園・自校の教育課題と幼児や児童生徒（以下、児童生徒等とする）の実態を踏まえ、指導の改善に結び付く実践的な

園内研究・校内研究を推進するよう努める。研究主題、副題、研究仮説または研究の視点の設定に当たっては、児童生徒等に身に付けさせたい力を明確にしながら、研究の内容と具体の手立てとの整合性を図り、研究が一貫したものとなるようにする。

- ② 校内研究については、協働による授業づくりを大切にする。また、研究を進めるに当たっては、研究授業を中心とし、研究主任や授業者だけでなく、教職員一人一人が主体的に研究授業に関わることができるよう、研究体制や組織の整備を図る。
- ③ 研究授業においては、授業仮説や研究の視点の中に具体的な指導の手立てを位置付け、その有効性を検証する。その際、授業のねらいが達成できたかどうかをていねいに吟味することが重要である。検証に当たっては、児童生徒等の具体的な姿から見取るだけでなく、数値的な評価等も取り入れていく。また、単元や題材全体を通して明らかにしていくものと1単位時間の中で明らかにしていくものを明確にし、より具体的な成果が把握できるよう工夫する。
- ④ 学習評価を通して学習指導の在り方を見直し、個に応じた指導の充実を図るなど、授業改善のPDCAサイクルを意識しながら、指導と評価の一体化に努める。

必要とする児童生徒等の理解に関する研修等を計画的・組織的に行うようにする。

- ③ 初任者研修(1年目・2年目・3年目)、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修を園・学校全体の研修の機会として捉え、計画的な授業参観・授業提供、事後検討会等の校内支援体制を整え、教職員相互の指導力向上を図ることも併せて研修を推進する。

(2) 各種研修

- ① 今日的な教育課題や各自の課題解決・授業改善等のため、各種研修会・講習会等に積極的に参加し研修に努める。また、研修した内容を校内で伝達することにより、教職員全体の資質や能力の向上を図る。
- ② 園や学校の実情に合わせて、保育・教科指導に関する研修や実技研修など、多様な園内研修・校内研修を計画的に実施し、教職員の実践的指導力の向上に努める。また、いじめ・不登校の未然防止・早期対応に関する研修や、特別な配慮を

Ⅲ 令和 8 年度 学校訪問実施要項

1 学校訪問の方針

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 48 条の規定に基づき、市町教育委員会の要請により、公立幼稚園・幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校における教育課程、学習指導・保育指導、生徒指導、その他学校(園)教育に関する専門的事項についての指導助言を行う。

2 学校訪問の形態と内容

指導主事学校(園)訪問においては、市町教育委員会の要請を踏まえ、各学校(園)において幼児及び児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業(保育)づくりを通じ、教員の指導力の向上や校(園)内研修の充実等を図る。

<訪問形態>

これまでの指導主事学校訪問の成果と課題を踏まえ、各教育委員会や各学校(園)の要請に応えるとともに、教員個々の授業研究の機会を確保し、継続性のある支援をすること等、地域の実態や学校課題に応じた訪問ができるよう、以下の **A～E の 5 つの形態** を基本とする。訪問にあたっては、実施方針及び実態に応じて弾力的に実施する。

基本は幼稚園等を午前訪問、小・中学校は午後訪問とする。小・中学校においては市町教育委員会から通常授業の参観の要請があった場合は、午前最後の授業時間帯から訪問し、各学級の授業を参観する(指導案は不要、個別の指導はしない。ただし、訪問形態によっては対応できない場合がある)。

① 「一般訪問」

A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問

【ねらい】

- 協働による授業づくりを通じた教員の指導力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。

【回数・日程】

- 年 1 回：半日

【活用(例)】

- 上学年、下学年、特支のグループを編成し、それぞれ 1 コマずつ実施。
- 3 グループを編成し、3 コマの授業を実施。

【留意点】

- 教科数、授業数に応じ、教育事務所指導主事、学力向上指導員に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。
- 幼稚園は午前の訪問、小学校と中学校は午後の訪問を基本とするが、各学校及び各教育委員会の要請に基づき、柔軟に対応できるものとする。

B 学校(園)が希望する授業数での訪問

【ねらい】

- 個々の教員の授業力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。
- 校内研究の複数年次最終年度等、校内研究の理論と実践の充実を図る。

【回数・日程】

- 年 1 回：半日から 1 日程度、3 年に 1 回程度選択可

【活用(例)】

- 研究最終年次に、研究教科の理論を全教科に展開して実施。
- 研究最終年次に、授業を実施。(教員全員も可)

【留意点】

- 教科数、授業数に応じ、教育事務所指導主事、学力向上指導員に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。
- 幼稚園は午前の訪問、小学校と中学校は午後の訪問を基本とする。ただし、各学校及び各教育委員会の要請に基づき、柔軟に対応できるものとする。
- 授業（保育）検討会の時間確保に伴い、全体会の実施の有無についても検討を要する。

② 「伴走支援型訪問」（小・中学校のみ）**C 「単元構想支援・・・「単元構想検討」「事前指導案検討・先行授業」「本時・事後検討会」等、期間内で複数回の訪問****【ねらい】**

- 協働による授業づくりを通じた教員の指導力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。
- 目指す児童生徒像を踏まえた単元指導計画の作成、授業づくりを支援する。

【回数・日程】

- 年2回程度：内容に応じた時間帯で訪問

【活用（例）】

- 単元構想段階または、指導案検討段階のどちらかで1回目の訪問を実施。（訪問日の3～4週間前）
- 学校訪問当日を2回目として実施。

【留意点】

- 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数。
- 授業数、教科数に応じ、教育事務所指導主事、学力向上指導員に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。同じ指導主事が同一教科、複数回の訪問を担当することを基本とする。

D 年間継続支援・・・重点教科や対象学年等に応じた年間複数回の訪問**【ねらい】**

- 協働による授業づくりを通じた教員の指導力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。
- 重点教科や対象学年等の年間を通じた指導の充実について支援する。

【回数・日程】

- 年3回程度：内容に応じた時間帯で訪問

【活用（例）】

- 同一教科での研究推進支援
- 1回目：事前打合せ、2回目：下学年で授業実践、3回目：上学年で授業実践

【留意点】

- 授業時数は、重点教科や対象学年等に応じた指導希望教科の1コマとする。
- 授業数、教科数に応じ、教育事務所指導主事に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。

③ 「指定校（園）訪問」**E 県教育委員会指定事業等の充実を図る訪問****【ねらい】**

- 以下の、県教育委員会（義務教育課）の指定校等の事業の充実を図る。

<対象>

- ◇みやぎの算数教育改善プラン モデル事業指定校
 - ・小学校算数に焦点をあてた事業
 - …モデル校には、月に数回程度の訪問を通して支援していく。
- ◇他、豊かな心を育む研究指定校事業 等
- ◇国指定事業や各学校・園が主体となって行う自主公開等も要請に応じて対象とする。

【回数・日程】

○年数回：内容に応じた時間帯での訪問

【モデル事業内容（例）】

- ①担当指導主事による市町教育委員会と連携した域内の学校サポート
 - ・校内研究体制に関する指導助言
 - ・単元を通じた授業づくり支援
- ②1人1台端末の活用促進
 - ・A Iドリルの活用…C B T方式による効率的な児童の学びの把握、補充的・発展的学習支援、授業と家庭学習の連携（A Iドリル導入費用は一部市町負担）
- ③研究指定校（園）等として、指定に直結する教科等の特定授業参観
- ④特定授業（保育）検討会

【留意点】

- 事業の内容に応じた教科、授業（保育）数。
- 指定研究推進・充実についての指導助言を行う。
- 回数、形態、内容等については、事業に応じて調整する。

3 運営方針及び留意点

- (1) 「学校経営概要説明」では、特色ある教育活動や生徒指導、及び協働による授業づくりに係る説明も含んだ内容とする。
- (2) 各分科会は、授業者及び授業の構想立案、指導案検討、先行授業、模擬授業等に関わった教員により編成し、全教員が参加する。
- (3) 授業づくりの経過等は、代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。
- (4) 全体会での職員紹介等は、座席表などの紙面紹介で行う。
- (5) 訪問日の日程については、訪問校との事前打合せで相談する。日程作成に当たり、訪問校は研修の充実が図られるように工夫する。
- (6) B訪問の学校については、教員同士が互いに授業を参観できる日程を組み、複数の教員で授業検討会に臨めるように構成する。
- (7) 諸表簿指導については、令和8年度は行わない。
- (8) 研究の最終年度については、研究講評は行わない。
- (9) 前年度C及びD訪問を実施した学校（園）は、次年度は一般訪問（AまたはB訪問）とする。
- (10) C・D・E訪問を行う学校（園）は、1回目の訪問日までに研究構想または、単元構想及び授業構想等を立案し、校内で十分検討した上で訪問に臨むこと。
- (11) E訪問（指定校）となった学校については、一般訪問または、伴走型訪問の対象とはしない。自主公開を行う学校も同様とする。
- (12) 大河原教育事務所としての訪問回数は、年間90日を上限とする。それを超える場合には、各教育委員会に調整をお願いする場合がある。

4 訪問に関する打合せ等

- (1) 打合せ票等の配付
 - ・学校訪問実施要項、学校訪問フローチャート、打合せ票、学校訪問提出チェック表、諸表簿点検シートは、教育事務所ウェブサイトからダウンロードする。
- (2) 打合せ票の事務所提出
 - ・幼稚園の主任及び小・中学校の教頭は、1回目訪問日の前月1日12時まで（1日が休日の場合はその前日まで）に、所定の用紙を指導班あて電子メール添付にて提出する。
なお、5月に予定されている学校については、4月17日（金）12時まで、9月予定の学校は7月27日（月）12時までに行う。
 - ・打合せ票の内容に基づき各事務所から各市町担当指導主事が電話をして確認する。その後改めて、前月10日までに訪問する指導主事等を電話で伝える。
- (3) 指導案等の提出
 - ① 各学校（園）は、訪問日の10日前（提出日が休日の場合は、その前日）までに、各指導案及び研究概要、当日の日程表、教室配置図、職員座席表（検討会用）等を指導案集形式（任意様式）にして、1つのPDFデータとして作成し、指導班あて電子メール（okkyoz-shido@pref.miyagi.lg.jp）添付にて提出する（添書不要）。その際、学校訪問提出チェック表を用いて確認し、指導案集と併せて提出すること。また、市町の指導主事や学力向上

指導員が訪問する場合は、それぞれ各市町教育委員会教育長あてまたは、各学校長あてに電子メール添付にて同様に提出する。誤送信には十分注意すること。

- ② C訪問において、研究概要、参加メンバー表及び単元構想段階または、指導案検討段階の資料は、**訪問日の10日前**（提出日が休日の場合は、その前日）までに、指導班あてに学校訪問提出チェック表と併せて**電子メール添付にて**提出する。

<提出資料の例>

・研究概要、参加メンバー表、単元観（指導観のイメージ）、または、指導過程の構想・原案等（任意様式）

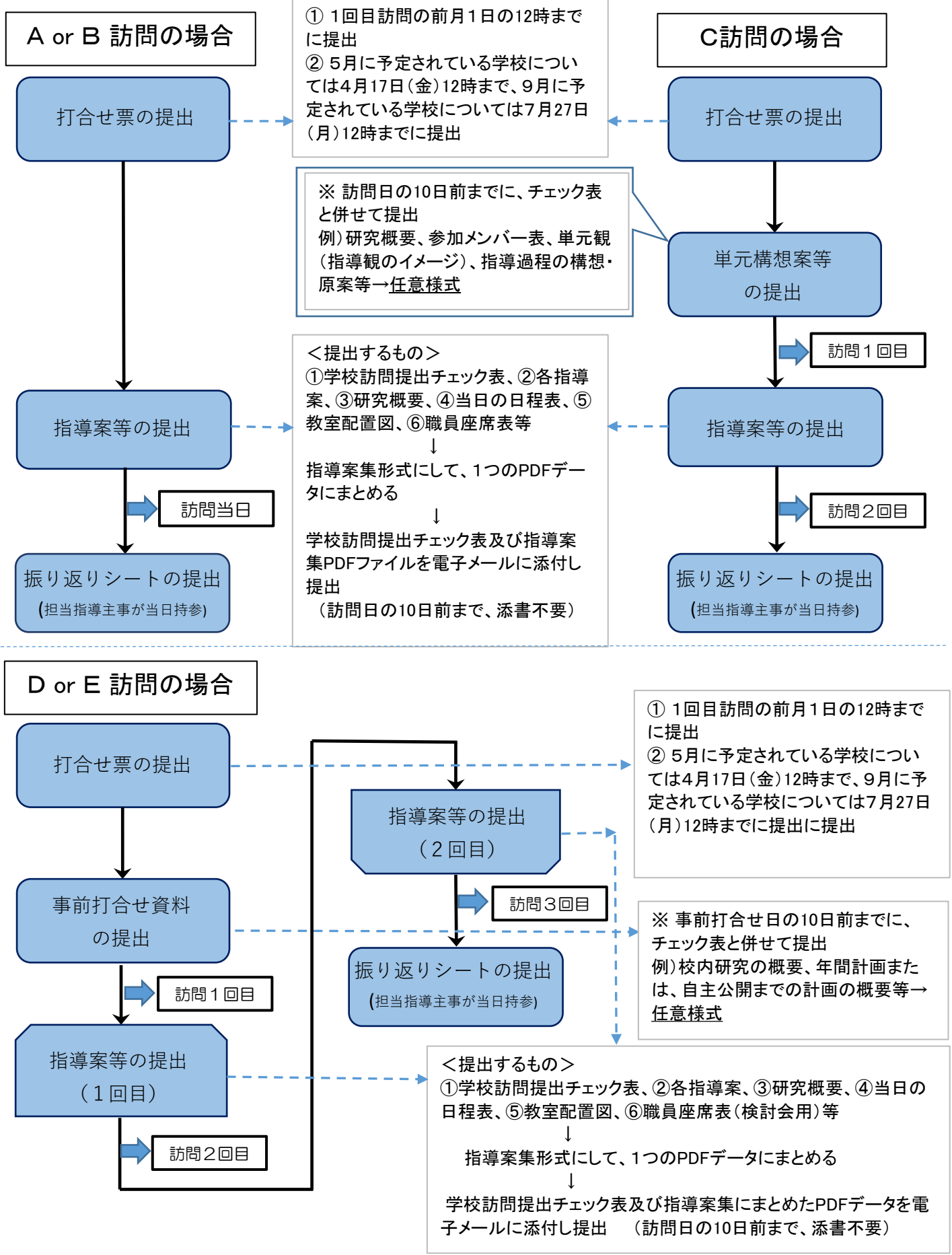
- ③ D及びE訪問において、事前打合せの資料は、**訪問日の10日前**（提出日が休日の場合は、その前日）までに、指導班あてに学校訪問提出チェック表と併せて**電子メール添付にて**提出する。

<提出資料の例>

・研究概要、校内研究の年間計画等、及び自主公開までの計画の概要等（任意様式）

- ④ 指導案には、道徳科資料（教科書以外の資料）・音楽科資料（教科書以外の楽曲の楽譜等）を添付する。
- ⑤ 振り返りシートについては、担当指導主事が当日持参する。

学校訪問の流れ（フローチャート）



令和8年度 学校訪問予定一覧

- A：協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問 1回/年（半日程度の訪問）
- B：学校園が希望する授業数での訪問 1回/3年程度（半日から1日程度の訪問）
- C：単元構想支援 2回/年（1回目：放課後等、2回目：訪問当日）
- D：年間継続支援 3回程度/年（1回目：事前打合せ、2・3回目：授業参観、検討会）
- E：指定校訪問 県教委指定事業等の充実を図る訪問 数回/年（半日程度の訪問）

通し No.	市町 No.	市町	学校名	形態	訪問回数	授業数	総コマ数	訪問日		
								1回目	2回目	3回目
1	1	白石市	白石第一小学校	B	1	6	6	6/30 (火) 1日		
2	2	白石市	白石第二小学校	C	2	4	8	6/10 (水) PM	7/ 7 (火) PM	
3	3	白石市	越河小学校	C	2	1	2	8/28 (金) PM	9/24 (木) PM	
4	4	白石市	大平小学校	A	1	2	2	6/17 (水) PM		
5	5	白石市	大鷹沢小学校	C	2	2	4	5/27 (水) PM	6/19 (金) PM	
6	6	白石市	白川小学校	C	2	1	2	6/ 4 (木) PM	7/ 1 (水) PM	
7	7	白石市	福岡小学校	A	1	3	3	9/16 (水) PM		
8		白石市	福岡小学校 (病院分校)							
9	8	白石市	深谷小学校	C	2	2	4	6/ 5 (金) PM	7/ 6 (月) PM	
10	9	白石市	小原小学校	C	2	2	4	6/ 1 (月) PM	7/10 (金) PM	
11	10	白石市	白石南小中学校							
12	11	白石市	白石中学校	A	1	4	4	9/15 (火) PM		
13	12	白石市	福岡中学校	A	1	2	2	9/ 3 (木) PM		
14		白石市	福岡中学校 (病院分校)							
15	13	白石市	小原中学校	C	2	2	4	6/ 1 (月) PM	7/10 (金) PM	
16	14	白石市	東中学校	B	1	7	7	9/14 (月) 1日		
17	15	白石市	白石南小中学校	A	1	2	2	10/27 (火) PM		
18	16	白石市	白石市第一幼稚園							
19	17	白石市	白石市第二幼稚園	A	1	2	2	6/16 (火) AM		
20	1	角田市	角田小学校	A	1	3	3	6/19 (金) PM		
21	2	角田市	桜小学校	A	1	1	1	6/16 (火) PM		
22	3	角田市	北郷小学校	A	1	2	2	6/12 (金) PM		
23	4	角田市	横倉小学校	A	1	2	2	11/24 (火) PM		
24	5	角田市	金津小学校	A	1	1	1	9/28 (月) PM		
25	6	角田市	角田中学校	A	1	3	3	12/ 3 (木) PM		
26	7	角田市	北角田中学校	C	2	3	6	11/13 (金) PM	12/15 (火) PM	
27	1	蔵王町	円田小学校	A	1	1	1	9/ 9 (水) PM		
28	2	蔵王町	平沢小学校	A	1	1	1	6/25 (木) PM		
29	3	蔵王町	永野小学校	A	1	1	1	11/30 (月) PM		
30	4	蔵王町	宮小学校	A	1	1	1	9/10 (木) PM		
31	5	蔵王町	遠刈田小学校	D	3	1	3	5/27 (水) PM	9/ 4 (金) PM	12/ 3 (木) PM
32	6	蔵王町	円田中学校	A	1	3	3	6/29 (月) PM		
33	7	蔵王町	宮中学校	A	1	2	2	7/ 2 (木) PM		
34	8	蔵王町	遠刈田中学校	E	4	1	4	5/22 (金) PM	9/15 (火) PM	10/21 (水) 11/19 (木) 公開
35	9	蔵王町	蔵王町おおぞらこども園	A	1	2	2	10/26 (月) AM		
36	10	蔵王町	蔵王町おひさまこども園	A	1	1	1	10/ 8 (木) AM		
37	11	蔵王町	遠刈田幼稚園	A	1	1	1	6/18 (木) AM		
38	1	七ヶ宿町	七ヶ宿小学校	A	1	1	1	9/10 (木) PM		
39	2	七ヶ宿町	七ヶ宿中学校	A	1	2	2	7/ 7 (火) PM		
40	1	大河原町	大河原小学校	E	4	3	12	9/ 1 (火) PM	11/30 (月) PM	12/14 (月) 1/15(金)公開
41	2	大河原町	金ヶ瀬小学校	A	1	2	2	6/ 8 (月) PM		
42	3	大河原町	大河原南小学校	A	1	3	3	12/ 15 (火) PM		
43	4	大河原町	大河原中学校	A	1	3	3	7/ 8 (水) PM		
44	5	大河原町	金ヶ瀬中学校	A	1	2	2	7/15 (水) PM		
45	1	村田町	村田小学校	B	1	17	17	12/ 7 (月) 1日		
46	2	村田町	村田第二小学校	A	1	2	2	10/28 (水) PM		
47	3	村田町	村田第一中学校	A	1	2	2	12/ 9 (水) PM		
48	4	村田町	村田第二中学校	A	1	2	2	7/ 6 (月) PM		
49	5	村田町	村田幼稚園	A	1	3	3	7/ 2 (木) AM		
50	1	柴田町	船岡小学校	C	2	3	6	6/ 1 (月) PM	6/26 (金) PM	
51	2	柴田町	槻木小学校	A	1	2	2	12/ 2 (水) PM		
52	3	柴田町	柴田小学校	A	1	1	1	9/ 1 (火) PM		
53	4	柴田町	船迫小学校	A	1	3	3	6/11 (木) PM		
54	5	柴田町	西住小学校	A	1	3	3	11/25 (水) 1日		
55	6	柴田町	東船岡小学校	A	1	2	2	7/10 (金) PM		
56	7	柴田町	船岡中学校	C	2	3	6	10/28 (水) PM	11/24 (火) PM	
57	8	柴田町	槻木中学校	A	1	3	3	11/25 (水) PM		
58	9	柴田町	船迫中学校	A	1	3	3	11/12 (木) PM		
59	1	川崎町	川崎小学校	B	1	9	9	7/13 (月) 1日		
60	2	川崎町	川崎第二小学校	C	2	1	2	6/10 (水) PM	7/ 15 (水) PM	
61	3	川崎町	富岡小学校	A	1	1	1	11/26 (木) PM		
62	4	川崎町	川崎中学校	E	3	2	6	6/23 (火) PM	8/31 (月) PM	11/18 (水) 公開
63	5	川崎町	富岡中学校	C	2	2	4	7/27 (月) PM	9/ 4 (金) PM	
64	6	川崎町	かわさきこども園	A	1	3	3	11/ 2 (月) AM		
65	1	丸森町	丸森小学校	A	1	3	3	6/22 (月) PM		
66	2	丸森町	館矢間小学校	A	1	2	2	9/ 9 (水) PM		
67	3	丸森町	丸森中学校	A	1	3	3	9/ 3 (木) PM		
				合計	85	163	207			

<資料>

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりと 「指導と評価の一体化」のための学習評価のポイントについて

学習指導要領の全面实施により、教師が「子供たちにどのような力が身に付いたか」という学習成果を的確に捉え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ること、「指導と評価の一体化」を実現することが求められています。

そこで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりや「指導と評価の一体化」のための学習評価についてのポイントを示しました。

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりについて

(1) 「主体的・対話的で深い学び」とは

- 主体的な学び：学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること
- 対話的な学び：自己の考えを広げ深めるために、学び合い等、他者と協働すること
- 深い学び：各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせて、より深く理解したり考えを形成したりすること

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の授業づくりのために

- 「主体的・対話的で深い学び」は、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」が相互に関わり合っています。それぞれ全てを1単位時間の中で実現するのではなく、単元や題材のまとまりの中で実現を目指すものです。

【「主体的な学び」につながる授業づくり】

- ①本時の学習活動を通して身に付けさせたい力を明確にし、ねらいにつながる学習課題を吟味しましょう。子供に学習課題を確実につかませることが大切です。
- ②課題解決に自ら向かっていけるよう、解き方や考え方の見通しを持たせたり、追究意欲を持続させたりするための教師の働き掛けを工夫しましょう。
- ③振り返りでは、学んだことの意味などを子供に実感させたり、未解決な部分や更に追究したいことなどを考えさせたりしましょう。

【「対話的な学び」につながる授業づくり】

- ①対話的な学びは、子供同士の対話の場を設けることではありません。教師が子供の考えを関連付け、比較・検討させたり、地域の人や先哲の考えを資料から読み取り考えさせたり、時には自分自身の持つ複数の考えを吟味させたりすることも大切です。
- ②ねらいに基づいて必要な学習活動を工夫し、考えが広まったり、深まったりしているかを見取り、質の高い学びにつなげるようにしましょう。

【「深い学び」につながる授業づくり】

- ①各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、これまで学んだことや生活の中の事象と関連付けるなど、新しい知識と既存の知識を相互に関わらせることで深く考えられるようにしましょう。
- ②課題を解決する過程も含めて、学んだことの意味を実感できているかを見取り、新たな課題解決にも生かそうとする意欲につながる働き掛けをしましょう。

2 「指導と評価の一体化」のための学習評価のポイント

(1) 「目標と評価の一体化」について

各教科等の目標及び内容が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱に基づいて再整理されたことから、学習評価の観点も「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理されました。指導案作成等においては、目標と評価の文末表現の違いも確認しましょう。

目 標			
	(1)知識及び技能	(2)思考力、判断力、表現力等	(3)学びに向かう力、人間性等
文 末 例	<ul style="list-style-type: none"> ・「～できる」 ・「～理解する」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「～できる」 ・「～まとめる」 ・「～考える」 ・「～表現する」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「～する態度を養う」 ・「～しようとしている」

↓

評 価 の 観 点			
	知識・技能	思考・判断・表現	感性、思いやりなど 【個人内評価】
			主体的に学習に取り組む態度
文 末 例	<ul style="list-style-type: none"> ・「～している」 ・「～できる」 ・「～身に付けている」等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「～している」 ・「～表現している」 ・「～捉えている」等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「～しようとしている」 ・「～気付いている」 ・「～している」

[評 定]

※評価規準を作成する際は、評価規準の文末を「～している」「～できる」などと表現します。各教科等においても文末表現が異なる場合がありますので、留意しましょう。

※「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、粘り強い取組を行う中で自らの学習を調整しようとする側面という二つの側面から評価をしましょう。

※個人内評価は、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子供一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等を積極的に評価し、子供に伝えるなど指導に生かすことが大切です。

(2) 「学習評価」について

①単元や題材等のまとまりにおける評価計画の作成

単元（題材）で子供に何を身に付けさせるのか、ねらいを明確にするとともに、どの時間にどのような観点を重点化して指導するのかを構想し、単元（題材）全体で三つの評価規準をバランスよく配置することが大切です。また、どのようにして子供の思考や発言・行動を見取るのか、学習活動のどの場面で子供の変容を見取るのかなどを想定しておきましょう。

②「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」

毎時間、3観点全てを評価し、子供たち全員についての記録を取ることは難しい場合が多いため、評価の観点を絞り、評価の場面を精選する「記録に残す評価」と適宜行う「指導に生かす評価」を区別して捉えます。

【記録に残す評価】：目標に基づき、子供一人一人の達成状況を見取り、記録し、総括評価に生かすための評価です。単元（題材）等のまとまりの中で計画的に位置付けます。

【指導に生かす評価】：子供の学習状況から、次の指導に生かしていくための評価です。毎時間、子供の学習の様子から適時、認めたり、励ましたり、助言をしたりします。

令和8年度 大河原教育事務所カウンセリング

ゆったり・心スツキリ相談

教育事務所では、臨床心理士によるカウンセリングを年間62回開催しています。

また、教育相談コーディネーターによる相談も行います。

小学生・中学生・保護者（家族）・学校の先生方で、何か悩みや心配事がありましたら、お気軽に御利用ください。電話での相談も行っています。

※教育相談コーディネーターは、教育分野での経験をもとに児童生徒や保護者教職員からの相談に応じるとともに、登校に不安を抱えるお子さんについて保護者等への支援を行います。



【小学生・中学生なら】

- ☆ 学校生活に関すること
学習、部活動、成績、進路など
- ☆ 人間関係に関すること
友達、異性、先輩、先生のことなど
- ☆ 心の健康に関すること
不安、心配、性格、悩み、辛いこと
困っていることなど

【学校の先生なら】

- ☆ 児童・生徒の指導、関わり方
- ☆ 保護者との関わり方
- ☆ 関係機関との連携

【保護者(家族)なら】

- ☆ お子さんとの接し方
- ☆ お子さんの様子や行動など
- ☆ 登校に対する不安やいじめなど
- ☆ 先生との関わり方

申込み方法は

臨床心理士のカウンセリング

- ① 事前に大河原教育事務所に電話をします。
 - ② 相談日(裏面参照)と相談時間を予約します。
- ※ 申込みは本人・保護者(家族)・学校の先生など、どなたでもかまいません。

【初回相談時間】

- ① 9:10~10:20
- ② 10:40~11:50
- ③ 13:00~14:00
- ④ 14:20~15:20
- ⑤ 15:40~16:40

※ 継続相談は一回50分間となります。

その他の相談

- 月・火・水・木に相談できます。
- ☆ 担当は教育相談コーディネーターです。
- ☆ 電話での相談は、随時行います。
来所での相談は、電話で相談時刻を確認してからお越し願います。

相談場所

- ☆ 宮城県大河原合同庁舎(4階)
大河原教育事務所 教育相談室
〒989-1243
柴田郡大河原町字南129-1

電話

- ☆ 宮城県大河原教育事務所
0224-53-3111

(内線570)

臨床心理士による「ゆったり・心スッキリ相談」開設予定日

月	日	曜
4	13	月
	15	水
	20	月
	22	水
5	11	月
	13	水
	18	月
	20	水
	27	水
6	1	月
	3	水
	8	月
	10	水
	15	月
	17	水
	22	月
	24	水
29	月	
7	6	月
	8	水
	13	月
	15	水
8	19	水
	31	月
9	2	水
	7	月
	9	水
	14	月
	16	水
	28	月

月	日	曜
10	5	月
	7	水
	14	水
	19	月
	21	水
	26	月
	28	水
11	9	月
	11	水
	16	月
	18	水
12	2	水
	7	月
	9	水
	14	月
1	16	水
	6	水
	18	月
	20	水
2	25	月
	3	水
	8	月
	15	月
	17	水
3	22	月
	24	水
	3	水
	8	月
3	10	水
	15	月

初回相談時間

- ① 9:10~10:20
- ② 10:40~11:50
- ③ 13:00~14:00
- ④ 14:20~15:20
- ⑤ 15:40~16:40

※ 継続相談は50分間

その他の相談は

毎週 月・火・水・木

9:00~16:00

常時開設しています。

担当：教育相談コーディネーター

相談の申込みは

宮城県大河原教育事務所

〒989-1243

柴田郡大河原町字南129-1

<電話>

0224-53-3111 (内線570)

来所でのカウンセリングと相談は予約が必要です。事前にお電話をお願いします。

担当：教育相談コーディネーター

ハートフル相談会・情報交換会

登校に不安を抱えるお子さんへの関わり方等でお困りの保護者を対象に、相談会・情報交換会を開催します。

開催日は6月1日(月)・10月7日(水)

2月15日(月)の3回です。詳しくは、別紙の御案内をご覧ください。

保護者のみなさまへ

令和8年度 相談会の御案内

ハートフル相談会・情報交換会 つながり 次への一歩



- ♡ 学校生活や友達関係が気になる。
- ♡ わが子が学校に登校していない。どう接したらいいのだろう。
- ♡ 子育ての悩み 誰かとお話したい 話を聞いてほしい。
- ♡ まわりから理解してもらえない。
- ♡ こういう時はどう対応すればいいのだろう。

子育ての中の ” 困った ” を一人で悩まないで

保護者のみなさんや家族のみなさん、専門のカウンセラーやフリースクール等民間施設の方を囲んで、気軽に話し合ったり、聞きあったりしませんか。次への一歩を踏み出せるようお手伝いします。ハートフル相談会・情報交換会を下記のとおり開催します。みなさんの参加をお待ちしております。

記

♡ 日 時・会 場

回	開 催 日	会 場
1	令和8年 6月 1日 (月) 午後2時00分～午後4時30分	大河原合同庁舎 (大河原町字南 129-1) 2階 201会議室
2	令和8年10月 7日 (水) 午後2時00分～午後4時30分	大河原合同庁舎 (大河原町字南 129-1) 2階 201会議室
3	令和9年 2月15日 (月) 午後2時00分～午後4時30分	大河原合同庁舎 (大河原町字南 129-1) 3階 301会議室

♡ 相談の申込み

直接、下記連絡先へ電話で申込んでください。参加料は無料です。♡ 何回でも参加可能です。

対象は、白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町の公立小中学校の保護者やご家族です。

♡ 連絡先・申込み

- ♡ 宮城県大河原教育事務所 (柴田郡大河原町字南 129-1)
- ♡ 電話 0224-53-3111 内線 (570)
- ♡ 担当 教育相談コーディネーター

宮城県大河原教育事務所

- (1) 年間行事予定
- (2) (学校教育) 所管事業・研修等一覧
- (3) (資料) 「子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者の育成を目指して～」
～宮城県教育委員会～
- (4) (資料) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実(イメージ)
～文部科学省～

上記については、下記のURLまたは二次元コードからダウンロードしてください。



https://drive.google.com/drive/folders/1ZscALMIJ7nEwUDbr_c27TMbpFAnYUvU4

社会教育

I 社会教育の重点

「第2期宮城県教育振興基本計画」を受け、「管内生涯学習基本方針」に基づき、各市町・関係団体との連携により生涯学習基盤の整備と生涯学習の観点に立った事業を推進する。

1 社会教育推進体制の充実

- 各領域の会議・研修会をおとした社会教育関係職員などの資質の向上と連携の推進
- 社会教育主事の派遣等による各市町への支援
- 公民館等の社会教育施設への支援

2 家庭・地域・学校による協働教育の推進

- 地域学校協働活動推進事業の普及と支援
- 放課後子供教室の普及と推進
- 各種ボランティアの育成
- 協働教育に関する情報の共有化の推進
- 部活動地域移行の推進（文化部）

3 家庭教育支援の充実

- みやぎらしい家庭教育支援事業の普及と支援
- 管内の子育てサポーター、子育てサポーターリーダー、家庭教育支援チームの育成
- 家庭教育に関する情報の共有化の推進
- 「学ぶ土台づくり」の情報発信と親の学びの支援

4 青少年教育の充実

- ジュニア・リーダーの育成（中級研修会）
- 仙南青年文化祭のさらなる充実に向けた取組
- 青少年教育に関する情報の共有化の推進

5 芸術・文化活動の振興と文化財の保護

- 芸術文化鑑賞の機会提供による、児童生徒の芸術鑑賞能力向上と豊かな情操の涵養
- 文化財の保護に関する情報の共有化の推進

6 生涯スポーツの推進

- 生涯スポーツに関する情報の共有化の推進
- 総合型地域スポーツクラブ育成と第2期宮城県スポーツ推進計画の推進
- 「みやぎスポーツDAY～ともにつながる、スポーツで～」の充実とニュースポーツの普及

7 社会教育関係団体との連携と支援

- 各種団体の組織・運営の充実に関する支援

II 社会教育関係事業の概要

(1) 大河原教育事務所事業

領域	事業名	趣旨・内容等	参加対象	期日・会場
協働教育	社会教育推進大会・協働教育研修会	地域の教育力を高めるために、家庭・地域・学校の関係者が集い、テーマに沿った研修を行うことで管内の社会教育の発展・協働教育の推進に寄与する。	社会教育関係者・教職員・PTA他	11月21日 白石市
	地域連携担当研修会	各市町の地域学校協働活動の成果や課題等についての意見交換を行い、関係者の資質向上と事業の一層の推進を図る。	地域連携担当教員・協働教育関係者・社会教育主事等	6月3日 合同庁舎
	協働教育コーディネーター・指導員当連絡会議	事業の実施状況や今後の方向性について協議し、事業の推進を図る。	協働教育コーディネーター・指導員等	1月29日 合同庁舎
家庭教育	家庭教育担当者会議	家庭教育支援に関する情報を共有し、相互の連携を深め、協力しながら管内の家庭教育の振興を図る。	管内の家庭教育支援担当者等	8月21日 合同庁舎
	子育てサポーター養成講座	地域において、子育て中の親等に対し、子育てや家庭教育について、気軽に相談に乗ったり、アドバイスを行ったりする子育てサポーターの養成を図る。	地域において、子育て支援・家庭教育支援事業に協力できる方、関心のある方	①5月27日 ②6月10日 ③6月17日 1・3回目は仙台合同庁舎 2回目は大原合同庁舎
	「学ぶ土台づくり」圏域別親の学び研修会	第3期「学ぶ土台づくり」推進計画に基づき、主に幼児を持つ親等が子育てについて学習し、意見交流を深めることで課題解決を図り、幼児教育を考える場とする。	保護者・幼児教育関係者・地域社会関係者・行政関係者	丸森町 5月 大河原町 6月 柴田町 6月
青少年教育	青少年教育担当者会議	青少年教育に関する情報を共有し、相互の連携を深め、協力しながら管内の青少年教育の振興を図る。	管内の少年教育・青年教育担当者	5月26日 合同庁舎
	ジュニア・リーダー中級研修会	ジュニア・リーダーとして必要な知識・技能・態度を身に付けさせ、ジュニア・リーダー活動への実践力を高めさせる。	J・L 初級研修修了者	7月4日～5日 蔵王自然の家
	仙南青年文化祭(実行委員会全5回)	仙南全域の青年の健全な文化活動と地域青年の交流・親睦を深めるとともに、地域住民との幅広い交流を通して青年活動の活性化と、豊かで活力ある郷土社会の建設に寄与する。	管内の青年団体、サークル及び青年活動グループ等	2月21日 蔵王町
芸術文化・文化財	巡回小劇場	県内の青少年に対し、優れた芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を養うとともに、青少年の豊かな人間形成を図る。	管内3市町	蔵王町 七ヶ宿町 丸森町
	青少年劇場小公演	県内の青少年に対し、優れた芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を養うとともに、青少年の豊かな人間形成を図る。	管内6市町	白石市 角田市 村田町 大河原町 柴田町 川崎町
	文化財担当者会議 文化財担当者等研修会	文化財保護の在り方についての情報交換をおし、管内の文化財行政の充実を図る。文化財の保護行政にかかわる研修を通し、担当者、文化財保護委員等としての資質の向上を図る。	文化財担当者等 文化財担当者・関係職員及び文化財保護委員等	6月16日 合同庁舎 10月14日 柴田町

生涯スポーツ	みやぎスポーツ DAY ～ともにつながる、 スポーツで～	住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起し、もって地域スポーツの振興に寄与するとともに、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむ豊かな県民生活のより一層の充実に資する。	県民	9月23日 グランディ21 宮城県 総合運動公園
研修会・会議等	社会教育主管課長等 会議	市町及び管内の社会教育の充実、振興策についての協議と情報交換を通し、管内の社会教育の推進を図る。	管内の社会教育主管 課長等	4月24日 12月18日 合同庁舎
	社会教育主管課長・社会 教育主事合同会議	各市町及び管内の社会教育の充実、振興策についての協議と情報交換を通し、管内の社会教育の推進を図る。	管内の社会教育主管 課長・社会教育主事	4月24日 12月18日 合同庁舎
	公民館等巡回訪問	各市町の公民館を訪問し、実態を把握し、管内の生涯学習・社会教育の振興、充実に寄与する。	管内の基幹公民館及び 希望する公民館	10月～12月
	教育事務所社会教育 主事の訪問指導	市町教育委員会の要請により、社会教育に関する指導・助言を行う。	市町教育委員会 学校・幼稚園 社会教育施設	通 年

(2) 大河原教育事務所管内社会教育関係団体への後援、協力事業

領域	事業名	趣旨、内容等	参加対象等	期日、会場
青年教育	大河原教育事務所管内ジュニア・リーダー交流研修会	指導技術の向上と親睦を図り、会員相互の連携を深め、これからの地域活動に役立つ資質を養う。	2市7町で活動しているジュニア・リーダー	10月25日 角田市 (案)
	スポーツ少年団交流会	管内のスポーツ少年団の団員の交流と親睦を図る。	スポーツ少年団員	未 定
女性教育	仙南地域婦連総会・研修会	管内婦人団体指導者の研修と親睦、交流を図る。	各市町の婦人団体指導者、会員	4月17日 合同庁舎
	仙南地域婦連研修会	講演、研究協議による指導者の研修と親睦、交流を図る。	各市町の婦人団体指導者、会員	7月17日 合同庁舎
成人教育	管内PTA指導者意見交換会	講演、情報交換、実技等による単位PTA指導者の資質向上を図る。	管内の小、中学校地区PTA会長等	11月21日 (案)
生涯スポーツ	スポーツ推進委員等研修会	実践発表と実技研修をとおり、社会体育指導者の資質の向上を図る。	各市町のスポーツ推進委員・スポーツ指導者等	未定
	第2回 スポーツ推進委員等研修会	実技研修をとおり、社会体育指導者の資質の向上を図る。	各市町のスポーツ推進委員・スポーツ指導者等	2月中
研修	社会教育主事研究協議会 研修委員会	管内の社会教育推進と社会教育主事としての資質向上を図る。 研修テーマを設定し課題解決の方法を探る。	管内の社会教育主事	丸森町、川崎町、大河原町、角田市 合庁七ヶ宿町、年3回・9回

Ⅲ 大河原教育事務所管内事業開催地

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
仙南青年文化祭	村田町 【中止】	角田市	丸森町	白石市	大河原町	柴田町	蔵王町	川崎町	村田町
巡回小劇場	蔵・七・丸	白・大・川	角・村・柴	蔵・七・丸	白・大・川	角・村・柴	蔵・七・丸	白・大・川	蔵・七・丸
青少年劇場小公演	角・村・柴 白・大・川	蔵・七・丸 角・村・柴	白・大・川 蔵・七・丸	角・村・柴 白・大・川	蔵・七・丸 角・村・柴	白・大・川 蔵・七・丸	角・村・柴 白・大・川	蔵・七・丸 角・村・柴	角・村・柴 白・大・川

Ⅳ 大河原教育事務所管内関係団体事務局等一覧

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	
大河原地区社会教育主事 研究協議会月別開催地	研究協議会事務局は、会長所在地とする。									
4月	大河原教育事務所(合同庁舎)									
5月	蔵王町	大河原町	白石市	角田市	村田町	七ヶ宿町	丸森町	柴田町	蔵王町	
6月	大河原教育事務所(合同庁舎)									
7月	白石市	角田市	村田町	七ヶ宿町	丸森町	柴田町	川崎町	蔵王町	白石市	
8月	開 催 し な い									
9月	白石市(斎川)	名取市 (那智が丘)	川西町	研修会(合庁)	亘理町	仙南広域 視聴覚センター	未定			
10月	村田町	七ヶ宿町	丸森町	柴田町	川崎町	蔵王町	大河原町	白石市	村田町	
11月	大河原教育事務所(合同庁舎)									
12月	研修委員会のみ大河原教育事務所(合同庁舎)			研究協議会全体研修会(合同庁舎)						
1月	丸森町	柴田町	川崎町	蔵王町	大河原町	白石市	角田市	村田町	丸森町	
2月	研修委員会のみ大河原教育事務所(合同庁舎)									
3月	川崎町	蔵王町	大河原町	白石市	角田市	村田町	七ヶ宿町	丸森町	川崎町	
文化財担当者研修会	白石市	角田市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	丸森町	白石市	
スポーツ担当者研修会	七ヶ宿町	大河原町								
主管課長会 会長	角田市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町	白石市	角田市	
副会長	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町	丸森町	角田市	蔵王町	
事務局 担当	スポーツ少年団連絡協議会	蔵王町	村田町	村田町	川崎町	(川崎町)	(大河原町)	(大河原町)	(柴田町)	(柴田町)
	スポーツ推進委員協議会	白石市	白石市	角田市	角田市	(柴田町)	(柴田町)	(蔵王町)	(蔵王町)	(丸森町)
	仙南子ども会育成会連絡協議会	丸森町	柴田町	柴田町	白石市	白石市	角田市	角田市	七ヶ宿町	七ヶ宿町
	仙南地域婦人団体連絡協議会 (2市3郡地域婦人団体 連絡協議会)	角田市	角田市	刈田郡 蔵王町	刈田郡 蔵王町	白石市	白石市	伊具郡 丸森町	伊具郡 丸森町	刈田郡 蔵王町
	仙南地域体育協会連絡協議会	七ヶ宿町	角田市	角田市	村田町	(村田町)	(蔵王町)	(蔵王町)	(柴田町)	(柴田町)
	管内社会教育委員連絡協議会	角田市	角田市	大河原町	大河原町	柴田町	柴田町	村田町	村田町	蔵王町
	仙南公民館連絡協議会	村田町	村田町	柴田町	柴田町	蔵王町	蔵王町	川崎町	川崎町	角田市
	仙南文化協会連絡協議会	蔵王町	蔵王町	村田町	村田町	丸森町	丸森町	川崎町	川崎町	角田市
	管内郡市町PTA連絡協議会 (事務局校)	白刈	柴田郡	角田市 (角田中)	伊具郡 (館矢間小)	蔵王町 (永野小)	白刈	柴田郡	角田市	伊具郡
社会教育推進大会開催地	蔵王町 【中止】	川崎町 【中止】	丸森町	角田市	村田町	大河原町	白石市	柴田町	蔵王町	

※R02～R04の 青年文化祭・推進大会についてはR01.10.12 台風のためにローテーションを変更した。

V 管内の主な社会教育施設一覧

社会教育施設等の無料開放事業【AZ9パスポート事業】
◎パスポート対象施設 ○常時無料開放施設 空欄対象外施設

市町名	施設名	開放	住所	電話0224
白石市	白石市中央公民館		白石市字寺屋敷前25-6	26-2453
	白石市図書館		白石市字亙理町37-1	26-3004
	古典芸能伝承の館(碧水園)	○	白石市南町二丁目1-13	25-7949
	あしたば白石		白石市新館町1-21	25-5095
	白石市スポーツセンター		白石市東町一丁目6番1号	25-1536
	白石城・歴史探訪ミュージアム	◎	白石市益岡町1-16	24-3030
	文化体育活動センター(ホワイトキューブ)	◎	白石市鷹巣東二丁目1-1	22-1290
	若林弁天パーク(白石市グラウンドゴルフ場)		白石市大鷹沢大町字若林地内	26-6090
角田市	角田市市民センター		角田市角田字牛館10	63-2221
	角田市図書館		角田市角田字牛館10	63-2223
	総合体育館(陸上・野球等)		角田市枝野字青木155-31	63-3771
	角田市屋内温水プール		角田市枝野字青木155-75	61-1212
	角田市郷土資料館	○	角田市角田字町17	62-2527
	角田市スポーツ交流館		角田市枝野字青木155-20	63-3440
蔵王町	蔵王町ふるさと文化会館(ございんホール)		蔵王町大字円田字西浦5	33-2018
	蔵王町立図書館		蔵王町大字円田字西浦5	33-2018
	蔵王町総合運動公園		蔵王町大字曲竹字河原前1-61	33-3388
	小野さつき訓導遺徳顕彰館		蔵王町宮字井戸井33	32-2004
	蔵王町B&G海洋センター		蔵王町大字曲竹字河原前1-61	33-3388
七ヶ宿町	七ヶ宿町公民館		七ヶ宿町字関126	37-2195
	水と歴史の館	◎	七ヶ宿町字上野8-1	37-2739
	活性化センター		七ヶ宿町字関94	38-1211
大河原町	大河原町中央公民館		大河原町字町196	53-4050
	大河原町金ヶ瀬公民館		大河原町金ヶ瀬字原88	52-6635
	大河原町総合体育館		大河原町字小島1-7	53-1010
	東部屋内運動場・東部グラウンド		大河原町大谷字山下44	53-7505
	大河原町駅前図書館		大河原町大谷字町向126-4	51-3330
	大河原公園多目的広場・テニスコート		大河原町字緑町30	53-8780
	おおがわら千本桜スポーツパーク パークゴルフ場		大河原町大谷字中川原43	87-6888
村田町	村田町中央公民館		村田町大字村田字西田28	83-2023
	村田町歴史みらい館	○	村田町大字村田字迫85	83-6822
	村田町民体育館		村田町大字村田字塩内2	83-4729
柴田町	槻木生涯学習センター		柴田町槻木下町三丁目1-60	56-1997
	船岡生涯学習センター		柴田町大字中名生字西宮前49	59-2520
	船迫生涯学習センター		柴田町西船迫三丁目3-104	57-2011
	船岡公民館		柴田町船岡東一丁目2-65	55-2030

市町名	施設名	開放	住所	電話0224
柴田町	船迫公民館		柴田町東船迫一丁目8-1	56-5128
	西住公民館		柴田町大字船岡字大住町13-1	52-4101
	柴田町農村環境改善センター		柴田町大字入間田字外の馬場220	56-4777
	しばたの郷土館（産業展示館を含む）	○	柴田町船岡西一丁目6-26	55-0707
	柴田町図書館		柴田町船岡西一丁目6-26	86-3820
	柴田町図書館 槻木分室		柴田町槻木下町三丁目1-60	87-8290
	柴田町総合体育館		柴田町大字船岡字上大原65-1	86-3822
	船岡体育館		柴田町船岡南二丁目2-34	55-1544
	柴田町総合運動場		柴田町大字上名生字明神堂26-1	57-2514
川崎町	川崎町公民館		川崎町大字前川裏丁175-2	84-2311
	川崎町B&G海洋センター		川崎町大字川内字北川原山92	84-2277
丸森町	まるもりふるさと館	○	丸森町字鳥屋83-1	72-2631
	町立金山図書館		丸森町金山字下前川原17	72-1121
	蔵の郷土館「齋理屋敷」	◎	丸森町字町西25	72-6636
仙南広域	視聴覚教材センター（あずなびあ）		大河原町字小島1-1	52-3433
	仙南芸術文化センター（えずこホール）		大河原町字小島1-1	52-3004

VI その他の施設一覧

市町名	施設名	開放	住所	電話0224
白石市	国立花山青少年自然の家 南蔵王野営場		白石市福岡深谷字白萩山39	24-8126
	こじゅうろうキッズランド		白石市福岡長袋字八斗蒔38-1	26-8178
角田市	スペースタワー・コスモハウス	○	角田市角田字牛館100	63-5839
	角田中央公園交通公園	○	角田市枝野字青木155-31	63-3771
蔵王町	みやぎ蔵王こけし館（蔵王町伝統産業会館）	◎	蔵王町遠刈田温泉字新地西裏山36-135	34-2385
	蔵王ジオパークセンター（遠刈田地区公民館内）	○	蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山18-2	33-3007
七ヶ宿町	南蔵王やまびこの森キャンプ場		七ヶ宿町上ノ平29	37-2134
	きららの森オートキャンプ場		七ヶ宿町字俣の上129	37-3111
	Book&Cafe こ・らっしえ		七ヶ宿町字諏訪原11-15	26-6891
	街道HOSTEL おたて		七ヶ宿町字町裏81	26-8877
村田町	道の駅村田（村田町物産交流センター）		村田町大字村田字北塩内41	83-5505
	民話の里「ふるさとおとぎ苑」	○	村田町大字小泉字狀石2	83-4140
柴田町	柴田町太陽の村	○	柴田町大字本船迫字上野4-1	56-3970
	柴田町観光物産交流館 さくらの里		柴田町大字船岡字館山95-1	87-7101
	柴田町まちづくり推進センター“ゆる.ぶら”		柴田町大字上名生字新大原194-1	86-3631
川崎町	るぼぼの森		川崎町大字今宿小屋沢山39	84-6611
	エコキャンプみちのく		川崎町川内向原254	84-6633
	釜房ダムふれあい学習資料館	○	川崎町大字小野字大平山10-6	84-2171
丸森町	丸森まちづくりセンター		丸森町字鳥屋120	72-1683
	不動尊公園キャンプ場		丸森町字不動64-1	72-2646

※他にもAZ9パスポート対象施設あり。

学校事務

I 学校事務の重点

1 新任事務職員等の育成

管内には、新規採用者や県立学校等からの異動により、初めて小・中学校の事務を経験する者が配置されており、これらの職員等を対象とした体系的な研修を実施する必要がある。

そのため、新任事務職員等の実務能力と資質の向上を図る研修会の開催、訪問指導を通して、人材の育成に努める。

- (1) 管内新任事務職員等実務研修会の開催（年4回）
- (2) 管内新任事務職員等配置校の訪問指導
- ※新任者、採用2年未満の者、県立学校等からの異動で初めて小・中学校の事務を経験する者等初任者層を対象とする

2 適切な事務処理の推進

学校事務は、「チームとしての学校」において重要なマネジメント機能を担っており、適切な事務処理と事務体制の整備・強化が求められている。

そのため、共同実施の活性化、審査会等での指導・助言により適切な事務処理の推進に努めるとともに、事務指導や諸会議等を通して、管理職員への啓発を図る。

- (1) 管内公立小・中学校事務共同実施連絡協議会の開催（年2回）
- (2) 諸手当事後確認審査会等の開催
- (3) 市町教育委員会との共催による学校事務指導の実施
- (4) 管内学校事務共同実施事務支援室訪問
- (5) 管内学校事務共同実施実務研修視察の開催

3 教職員の適正な人事管理の推進

管内教職員の適正配置に心掛けるとともに、小・中学校教職員人事の円滑な推進に努め、学校の活性化と教職員の資質向上を図る。

- (1) 教職員の人事交流の推進
- (2) 教職員定数管理のため、児童生徒数と学級数の正確な把握
- (3) 病休者や産休者等のある学校への迅速な対応
- (4) 人事記録や免許状等に係る正確な事務処理

4 情報の発信・提供の推進

学校教育運営の変化に対応した、円滑で適正な学校事務が推進できるよう、有効な情報の効果的・効率的な発信・提供に努める。

また、教育事務所の業務を体験する「オープンオフィス」を開催し、小中学校以外の業務に接することで管内事務職員の資質向上を図る。

- (1) 効果的・効率的な情報発信・提供の推進
- (2) 事例の紹介などによる管内事務職員間の情報共有化
- (3) 大河原教育事務所オープンオフィスの開催

(令和8年度)

学校事務年間計画

月	経理担当	総務担当	学事担当	
4	上旬	人事異動に伴う給与関係事務処理 旅費実績額調	人事異動に伴う共済組合関係事務処理 社会保険・雇用保険加入事務処理	学級編制に係る児童生徒在籍数報告 会計年度任用職員の任用配置
	中旬		会計年度任用職員年間計画提出	
	下旬	時間外勤務手当実績額調		
5	上旬	旅費実績額調 初任研等旅費所要額調		学級編制に係る5月1日児童生徒在籍数報告 前期用教科書受領報告 所長訪問(～6月)
	中旬	管内新任事務職員等実務研修会①		
	下旬			
6	上旬	期末勤勉手当報告		教育職員免許法認定講習取りまとめ
	中旬	新任事務職員等配置校訪問(～下旬)		教科書展示会(～7月上旬)
	下旬	管内公立小・中学校事務共同実施連絡協議会①		
7	上旬	管内小・中学校学校事務指導実施事前説明会		
	中旬	諸手当事後確認審査会		給食定期衛生検査報告
	下旬	大河原教育事務所オープンオフィス①		
8	上旬			教科書需要数報告
	中旬			
	下旬	管内新任事務職員等実務研修会② 管内小・中学校事務指導(～10月) 管内学校事務共同実施事務支援室訪問(～12月)		
9	上旬	管内学校事務共同実施実務研修視察(～12月)		
	中旬	時間外勤務手当所要額調		教科書前期転学用後期用受領報告
	下旬		共済組合被扶養者資格確認	
10	上旬	初任研等旅費所要見込額調		管内人事担当者会議①
	中旬	管内新任事務職員等実務研修会③(仙台教育事務所と共催)		
	下旬			
11	上旬	期末勤勉手当報告 旅費所要見込額調		
	中旬	年末調整審査(～12月上旬)		昇給内申病休者調 学割証交付
	下旬			ペーパーティーチャー対象説明会 学級編制予定表報告
12	上旬	時間外勤務手当所要額調		
	中旬			講師登録会 給食定期衛生検査報告
	下旬	再年末調整報告		
1	上旬			
	中旬			
	下旬	大河原教育事務所オープンオフィス② 退職手当請求関係事務処理		
2	上旬	管内公立小・中学校事務共同実施連絡協議会②		管内人事担当者会議②
	中旬			
	下旬			人事異動作業(～3月)
3	上旬	管内新任事務職員等実務研修会④		
	中旬	旅費所要見込額調 初任研等旅費所要額調		教科書後期転学用受領報告 給食定期衛生検査報告
	下旬	異動関係書類提出		学級編制届出報告

◎ 管内市町教育委員会

No	市町教育委員会	所在地	電話番号
			FAX番号
1	白石市教育委員会	〒989-0276 白石市大手町1-1	0224-22-1341 0224-22-1345
2	角田市教育委員会	〒981-1505 角田市角田字大坊 41	0224-63-0130 0224-63-4884
3	蔵王町教育委員会	〒989-0821 刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10	0224-33-3008 0224-33-2019
4	七ヶ宿町教育委員会	〒989-0512 刈田郡七ヶ宿町字関 126	0224-37-2112 0224-37-2203
5	大河原町教育委員会	〒989-1295 柴田郡大河原町字新南 19	0224-53-2742 0224-53-3818
6	村田町教育委員会	〒989-1305 柴田郡村田町村田字西田 28	0224-83-2037 0224-83-3385
7	柴田町教育委員会	〒989-1692 柴田郡柴田町船岡中央 2-3-45	0224-55-2134 0224-55-2132
8	川崎町教育委員会	〒989-1501 柴田郡川崎町前川字裏丁 175-1	0224-84-2308 0224-84-5728
9	丸森町教育委員会	〒981-2192 伊具郡丸森町字鳥屋 120	0224-72-3035 0224-72-3043
10	仙南地域広域行政 事務組合教育委員会	〒989-1267 柴田郡大河原町字小島 1-1	0224-52-3433 0224-51-1130

◎ 宮城県大河原教育事務所

〒 9 8 9 - 1 2 4 3

宮城県柴田郡大河原町字南 1 2 9 - 1

宮城県大河原合同庁舎 4 階

TEL 0224-53-3111 (電話代表)

0224-53-3926 (総務班直通)

FAX 0224-53-3137

E-mail: okkyoz@pref.miyagi.lg.jp (代表メール)

okkyozg@pref.miyagi.lg.jp (総務班)

okkyozk@pref.miyagi.lg.jp (教育学事班)

okkyoz-shido@pref.miyagi.lg.jp (指導班)

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/site/ogawara-kyoz/>

